

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

1. 文化財の状況

文化財の指定状況（平成30年12月現在）の内訳は、国指定等文化財が4件、県指定等文化財が10件、市指定等文化財が69件の合計83件の文化財が分布している。

（1）国指定等文化財の状況

4件ある国指定等文化財のうち、重要文化財（建造物）が1件、重要伝統的建造物群保存地区が1件、登録有形文化財が1件、史跡が1件である。

春原家住宅：江戸時代前期に建てられた大きな農家として復元された。土間を中心として生活していたと思われる、各部屋の広さに比べて土間の割合が広いなど、長野県東南部に見られる農家建築の特色が表れていると考えられている。

重要文化財
建造物



写真：春原家住宅

海野宿：北国街道の宿駅として開設され、江戸時代は佐渡で取れた金の輸送や北陸諸大名の参勤交代の道として栄えた。明治時代からは、広い部屋を利用した養蚕・蚕種業が盛んになり、出桁造りの旅籠屋や、卯建の付けられた家などからは、江戸から明治にかけての風情が伺える町並みである。

重要伝統的
建造物群
保存地区



写真：海野宿

児玉家住宅：児玉家は東上田の地に古くから住み、明治時代初期からは味噌・醤油の醸造業を行っていた。明治26年（1893）に隠居分家のために建てられた住宅と、明治43年（1910）にかけて建てられた主屋、土蔵、蚕室、馬屋など計13棟で構成されている。

登録有形
文化財



写真：児玉家住宅

戌立石器時代住居跡：縄文時代中期から後期中頃までの集落遺跡である。敷石住居跡や獣骨片・土器類・磨製石斧・石鏃など多数の遺物が出土している。

史跡



写真：戌立石器時代住居跡

(2) 県指定文化財の状況

10件ある県指定等文化財のうち、史跡が2件、天然記念物が2件、県宝が3件、有形民俗文化財が2件、無形民俗文化財が1件である。

中曽根親王塚古墳：5世紀後半に築造されたとみられ、墳丘
県史跡 の基底部各辺が52m前後、墳頂部各辺が約11m、高さ約11mである。方墳としては県下最大である。



写真：中曽根親王塚古墳

宮の入のカヤ：中世祢津氏の館の庭園木であったと言い伝え
県天然記念物 られており、推定樹齢は400年以上である。幹の胸高周囲が約6.5mで、県下で最も太いといわれている。



写真：宮の入のカヤ

石造龕：県宝
石造文化財 基礎に刻まれた銘文より、鎌倉幕府滅亡の年である正慶2年（1333）に、当地方で栄えた海野・望月両家が、争乱にあたっての出陣に際して武運を祈った石祠であるとみられている。



写真：石造龕

西宮・東町の歌舞伎舞台：それぞれ文化13年・14年
県有形民俗
文化財 （1816・1817）とほぼ同時期に造られた舞台で、回しのある舞台は日本で最も古い舞台であるといわれる。地元では昔から「舞台見るなら西宮へ、芝居見るなら東町へ」と言い伝えられており、現在も、保存会による舞台の管理や地芝居の公演、さらには地元の子供たちによる伝統芸能の継承が行われている。



写真：東町の歌舞伎舞台



写真：西宮の歌舞伎舞台

(3) 市指定文化財の状況

69 件ある市指定等文化財のうち、史跡が 21 件、石造文化財が 9 件、天然記念物が 10 件、無形民俗文化財が 4 件、名勝が 2 件、有形文化財が 20 件、有形民俗文化財が 3 件である。

野馬除跡：平安時代初頭に設置された“望月牧”の周囲全体を囲んでいた溝と土塁の跡である。牧場外から野馬が入り込まないように、旧北御牧村の広い地域に設置された。野馬除跡は長倉牧（軽井沢町）や塩野牧（御代田町）、埴原牧（松本市）などにも残されているが、牧場の規模が分かるまでに現存しているのは、全国でも望月牧のみである。

百体観音石造町石：祇津の新張から地蔵峠を越えて、旧鹿沢温泉に行く間の山道（約 12km）の脇に、1 町（約 110m）ごとに祀られている百体の観音像で、江戸時代末期から明治初期にかけて、湯道を通る人々の健康を願って造られた。

白鳥神社社叢：社は海野宿の東端に位置する神社で、中世は豪族海野氏の氏神として、現在は本海野区の産土神として祀られている。ケヤキや杉等の大木が、拝殿前の境内を縁どるように植えられており、境内を荘厳なものにしている。

金井の火まつり：雨ごいや虫送りの民俗行事の火まつりと、寛保 2 年（1742）に起きた「戌年の満水」と呼ばれる水害で亡くなった人々の霊を弔う供養とが重複したまつりであると言われている。まつりは、毎年 7 月 27 日、日没とともに石尊大権現の前の辻まで続く 108 個の松明に順に点火し、麦ワラや稲ワラ、アカシヤなどで作られた三角錐状の塔を前に、10～15 歳の男児のみで、火をかざす側と点火を拒む側の攻防が繰り広げられ、塔の火が燃え尽きた時点でまつりが終わるという流れになっている。7 月 27 日が石尊大権現の本山である神奈川県の大山石尊大権現の山開きに当たることから、「石尊様の火まつり」とも呼ばれている。



写真：野馬除跡



写真：百体観音石造町石



写真：白鳥神社社叢



写真：金井の火まつり

布岩 : 布下地域の千曲川左岸に見られる断崖の中腹にある凝灰角礫岩層中の灰白色の凝灰岩を指す。白い布のように見えることから、「牛に引かれて善光寺まいり」という伝説の中に登場する布岩として、江戸時代後期の浮世絵師東都錦朝楼芳虎もその様子を描いている。

市指定
名勝



写真：布岩

大日堂 : 上田・小県地方の中でも屈指の大きさのお堂であり、本尊の大日如来像は藤原期（平安中～後期）の制作とみられ、現在は秘仏になっている。江戸時代に焼失・再建されたが、堂内には算額や絵馬などが奉納されており、境内一帯には芭蕉の句碑をはじめ、善光寺六地藏尊や庚申塔などの石造文化財なども多く残されている。

市指定
有形文化財
建造物



写真：大日堂

石尊さまの納め刀 : 大日堂境内にある石尊大権現の拝殿内に、農耕豊作の雨ごいの祈願をするため、天明元年（1781）から今日に及ぶまで納められてきた、約160本の大きささまざまな木刀である。

市指定
有形文化財
建造物



写真：石尊さまの納め刀

祢津城山 : 滋野一族・祢津氏の山城で、「上の城」と「下の城」から構成される。頂上は南北約60m、東西約20mの平坦地で、周りには土塁が築かれており、郭内には井戸跡があったと伝えられている。本城の東南側と西側の急斜面には帯曲輪がつくられている。本城の北側は尾根続きで「上の城」に通じているが、山裾までに2本の空堀が掘られ、その北方には池跡や堰跡も残されている。

市指定
史跡



写真：祢津城山

鍋蓋砦跡 : 円形の微高地で、「長野県町村誌」「北佐久郡志」には、「徳川軍が鍋蓋を中心とする八重原に兵を終結して陣営を張った」や「海野合戦の際、武田信玄がここに陣を張って、戦役に備えた」という伝承が残されている。周辺地域を含め土地利用の形状をみると、周回する道路が存在し、そこを起点にして農道が放射状に展開している。

市指定
史跡



写真：鍋蓋砦跡

両羽神社神像：本殿内に祀られている三体の小神像のうち二体の底部に書かれた墨書には、中世の年号（応長または永享三年）があり、神像制作年代と考えられる。大きな二体の寄木造の座像は、貞保親王像・船代像であると言われている。いずれも同時期の制作と考えられ、他に例の少ない貴重な神像である。

市指定
有形文化財
彫刻



写真：両羽神社神像

両羽神社太鼓：「胴長の太鼓」と呼ばれるつづみ状の太鼓。胴は円筒状で、内部に「八葉山大明神大玉郷大宮 雅義（花押）千時天正十二年甲申七月廿二日はおかく也 望月大宮社鬘神六郎 議佐」と墨書されている。天正十二年（1584）という制作年代が確認できる大変古い太鼓として貴重である。

市指定
有形文化財
彫刻



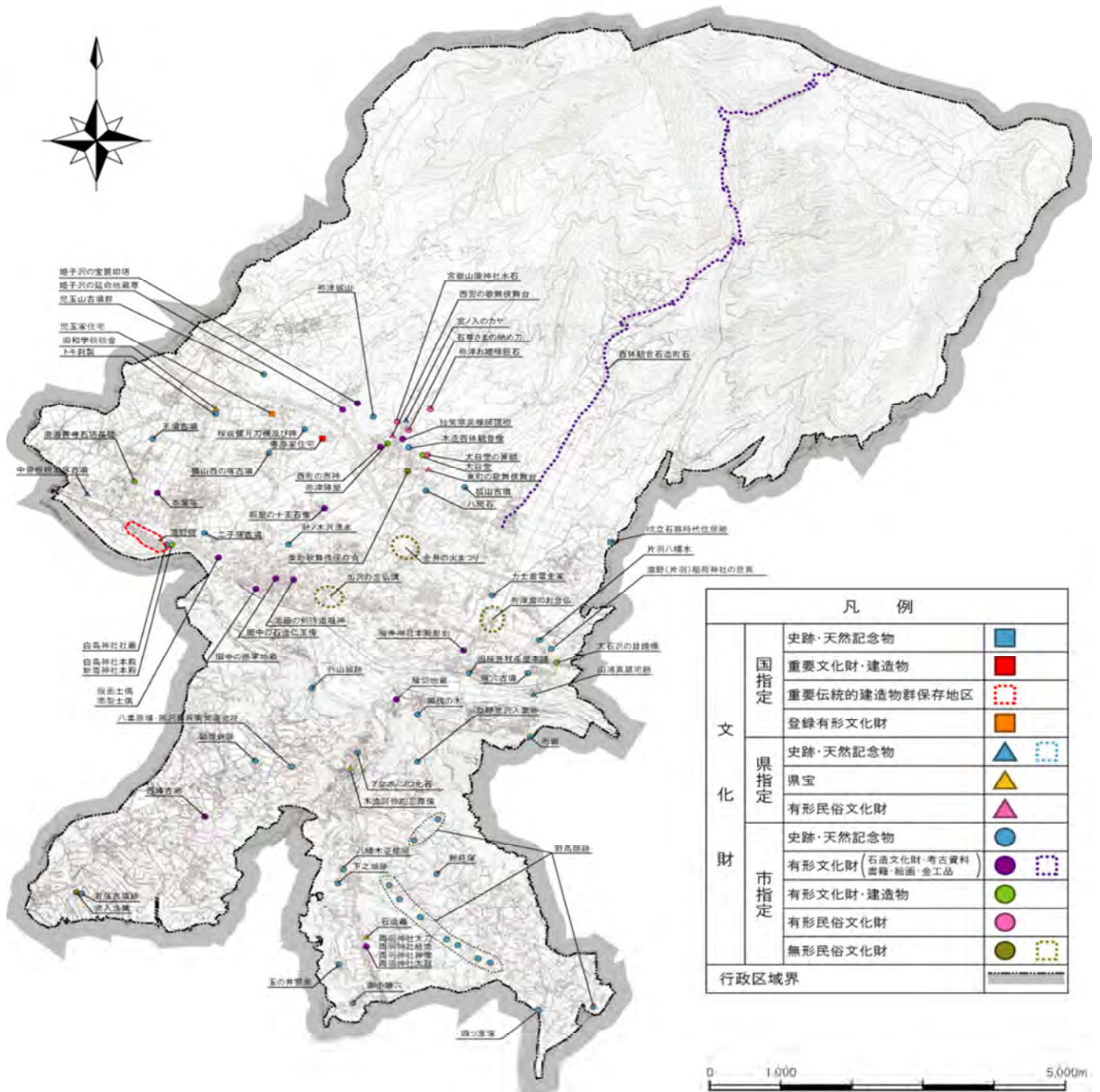
写真：両羽神社太鼓

白鳥神社本殿：建築は、寛政3年（1791）で、大工は祖先が田中宿出身の房山（上田市）の末野源三郎である。間口柱間6尺（1,870mm）規模の間社流造り、銅板葺（元こけら葺）の建物で棟に置^{おき}千木^{ちぎ}と堅魚木^{かつおぎ}5本を飾る。柱は円柱で、反長押、内法長押を打ち、頭貫^{かしらぬき}（拳鼻^{こぶし}付き）を通し、組物は出組である。向拝は、几帳面取り角柱を立て、母屋とは海老虹^{えびこうりょう}梁^{たばさみ}で繋ぎ手挟をつける。縁は切目縁を腰組で支え、四方に組高欄をめぐらしている。内法長押に沙綾形の地紋彫り、壁板の七宝つなぎ（輪違い）彫り、手挟の菊の透け彫り等見事な彫刻である。

市指定
有形文化財
建造物



写真：白鳥神社本殿



図：国・県・市指定文化財の分布状況

(4) 指定文化財以外の歴史資源等の分布状況

①遺跡

市北部から流れ出す川により形成された扇状地上には、旧石器時代から縄文・弥生時代にかけての遺跡群が点在している。また、海野地域一帯には、文化財に指定されていないものの、心光寺や居館跡、矢立城跡、海野古城など、滋野一族・海野氏に関連する遺跡が数多く残されている。



写真：心光寺

②社寺

海野宿東端にある白鳥神社は、海野氏の氏神であり、現在は本海野を中心とする産土神として祀られている。寛正2年（1461）に海野氏幸により再建されたともいわれ、慶長5年（1600）には真田信之より社領三十貫五百文の地が寄進されている。なお、白鳥神社に隣接する新海神社は、もともとは段丘上にあった大平寺村の産土神であったが、白鳥神社とともに本海野の産土神となっており、明治40年（1907）に白鳥神社境内へ移動された。



写真：白鳥神社

曾根にある興善寺は、海野氏の地が武田・村上・諏訪連合軍により圧迫された時に武運長久と領地の安泰を祈願して建立されたといわれ、度重なる火災により、重要文献やその他の貴重品の大部分が焼失してしまったものの、多くの名僧を出してきた。



写真：興善寺

西海野にある住吉神社は、寛永8年（1631）千曲川の洪水で流された下深井村の氏子らにより大阪住吉神社から分祀を乞い建立したものである。

同じく西海野にある、大杉の木に囲まれた足穂神社は、元飯縄権現と称し、下吉田村の産土神である。



写真：定津院

祢津にある定津院は宝徳元年（1449）創建で、東信濃に曹洞禅の信仰を広めた最初の寺院である。定津院の北東山裾には、室町末期から戦国期にかけての祢津氏歴代の墓とみられる宝篋印塔や五輪塔がある。

祢津にある長命寺は、寺伝では天延3年（975）に創建されたという。現在でも、本堂の脇に護摩堂が建ち、不動明王が安置されて護摩の火が焚かれている。長命寺の東方山麓に大日堂が建っている。字古大日にあった大日如来を延宝7年に今の地へ移したという。なお、長命寺が別当している大日堂の鐘楼は時鐘と言われ、田に引く用水の堰止めの合図をするために鳴らされていた。



写真：長命寺

③地域に伝わる祭り・行事

ア：どんと焼き

1月15日に、正月様に飾った松や注連を集めて、道祖神の前で焼く。新年の神聖な火を祀ることが中心で、その火の霊力による年初めの厄払いなどをした。なお、養蚕・蚕種業が盛んだったことから、繭玉状の団子を柳の枝にさし、火にあぶって食べる。



写真：どんと焼き

イ：初午・わら馬引き

立春後の最初の午の日を初午と呼び、稻荷神社の祭りをして養蚕の豊作を祈願したり、わら馬を作って道祖神に引いて行ったりした。本来、わら馬は厄神が訪れると考えられた事八日に道祖神を祀って災いを断ち、幸せな1年を送ることを祈願したものであったが、初午の日と近いため、行事が習合されたものとなっている。



写真：祇園祭

ウ：祇園祭

7月中旬に、祢津東町・西宮で祇園祭が行われる。両町の境で2つの神輿が激しくぶつかり合う喧嘩神輿が有名であったが、けが人が出るため、近年は喧嘩神輿から見せる神輿へと変わっている。

エ：火祭り

金井の火まつりの他に、「出場の火祭り」「四ノ宮様の火祭り」が行われている。

出場の火祭りは、お宮の広場で紐のついた棒を回転させる、昔ながらの方法で火を起こし、松明へ移すと、区内約1キロを練り歩き、上金山地域の高台の火祭り広場へ向かう。ここで太鼓に合わせて子どもたちの間で火振りや火付けの攻防戦などを行う。

四之宮様の火祭りでは、松明の明かりを頼りに四之宮様（宮嶽山陵神社）の石段を上り、合図とともに頂上の社殿前の広場に積み上げられた松枝などに火を移す。見ている人たちは、その日が燃え盛るのを見て声をあげ、炎が高く燃えたと、今年は豊作だ、景気が良くなるぞという。また、背中を火に焙ると風邪をひかない丈夫な子になるといって火に近づき、火の粉を浴びたりする。



写真：火祭り（出場）

才：御柱祭

和の田沢にある美都穂神社と西宮にある健事神社で行われている。美都穂神社の御柱祭は、1月下旬から2月上旬の間に赤松一本を見立て、伐採には神官が立ち会い、木の道に通じるものが交代で斧を入れ、全員で枝を払う。根の一部に穴をあけ櫓棒を指して輪をつくり、これに引き綱を結ぶ。戸別にわら縄を出し合い、神社の前の道路で太縄2本により上げ、1本を引き綱、もう1本はセミ棹の引き綱とした。木遣りが竹の先に切り下げを結んだ幣を振り「サアサアタノムゾサー」と、向こう鉢巻きの引き子が「ヨイトヨイト」の掛け声をかけて引き始め、村の上お旅屋まで引き付けて山出しの行事は終わる。4月上旬には総動員で大平石に御旅屋を造営し、神輿安置の場所を作る。中旬の里引きでは、行列を整えて引き出し、木遣りと御幣のにぎやかなねりで御柱を神社へと引き付ける。

健事神社の御柱祭では、2月に赤松2本を区有林から伐採し、「西の窪」まで山出しを済ませておく。4月20日が本引きで、常会ごとに大きな幟旗や御幣を持ち、揃いの袴纏で身を整え、引き衆は念入りに工夫された化粧で仮装する。常会ごとに木遣りが出て、にぎやかな音頭を取る。一の柱から順に本引きが開始され、各常会を引きまわした後、西宮地区の氏神である祢津健事神社境内へ引き上げ「建御柱」となる。東へ一の柱、西へ二の柱が建て終るとき、祭が最高に盛り上がり、拍手喝さいの中で祭は終了する。



写真：美都穂神社御柱祭



写真：健事神社御柱祭

力：灯籠回し

海野宿内の家々の間で、宿場と家の安全を祈って、三峯の灯籠を付け、毎晩各家に回している。

圭：白鳥神社例祭

海野宿の東端に位置する白鳥神社では、現在は4月12日に近い日曜日に春の例祭が、11月23日に秋の例祭が開かれる。

例祭時になると、旧街道に沿って12本の幟が立てられ、神社拝殿では、神事の後に舞姫による浦安の舞が奉納される。なお、秋の例祭時には、「海野宿ふれあい祭」も併せて開催され、通りには店が立ち並び、仮装行列などが行われて大いに賑わう。



写真：灯籠回し



写真：海野宿のまちなみと大幟

④棚田・ため池・用水路

東御市北西山間部にある姫子沢・滝の沢の棚田は、その良好な景観と伝統的な石積みが評価され、平成11年（1999）に農林水産省の「日本の棚田百選」に認定された。

また、東御市は、年間降水量が少なく、用水路やため池を利用した農業が行われていた。特に、北御牧地域では、八重原台地において、江戸時代に関与された八重原用水を利用した農業が行われるとともに、御牧原台地においては、ため池を利用した農業が行なわれ、大小含め約450のため池が存在している。

また、東御市はクルミの栽培が盛んに行われている。

長野県下でクルミの栽培が始まったのは、明治初期であり、中でも東信地方、現在の東御市和地域が栽培の中心であった。和地域では、大正4年（1915）大正天皇の即位御大典記念として全戸に苗木を配布して栽培を奨励し、このことがクルミの集団栽培発祥地となる契機となった。



写真：姫子沢の棚田



写真：滝の沢の棚田

コラム ～クルミについて～

明治40年（1907）、北佐久郡小沼村三谷（現在の御代田町）の中山丈平という、当時25歳の青年が、アメリカの生糸貿易商で、軽井沢に別荘を持っていたボアンカレー氏から、菓子ぐるみを集めて、軽井沢の外人組合に納めてくれるようにと依頼された。そこで、中山氏は佐久地方でクルミを買い集めたが、丸型の小粒在来種がわずかに集まったにすぎなかった。

翌41年（1908）、中山氏は小県郡に足を運び、クルミの木のある家々を訪ねて買い歩いた。その際、当時白米1升が12銭の時代にあって、クルミ1升が18銭で買われたことで、クルミが現金収入の手段となってからは、その栽培が盛んに行われることになった。

現在、和・滋野・祢津など烏帽子山麓地域は、日本におけるクルミの一大生産地である。

これらの地域は、標高500～1,000mの高台にあり、土質の大部分は火山灰土を主とした混合土である。地形は、いずれも南又は西に傾斜し、地下水が常に流動し、しかも、長続きの干ばつにも保水力に富んでいる。

こうしたクルミ栽培に適した環境が整っていたことに加え、雄花と雌花の区別があり、風に流され花粉が運ばれるため、各樹の開花期に若干の差異があるというクルミの特性を踏まえ、集団栽培を行ったことで、より一層クルミ栽培が発展して今日に及んでいる。



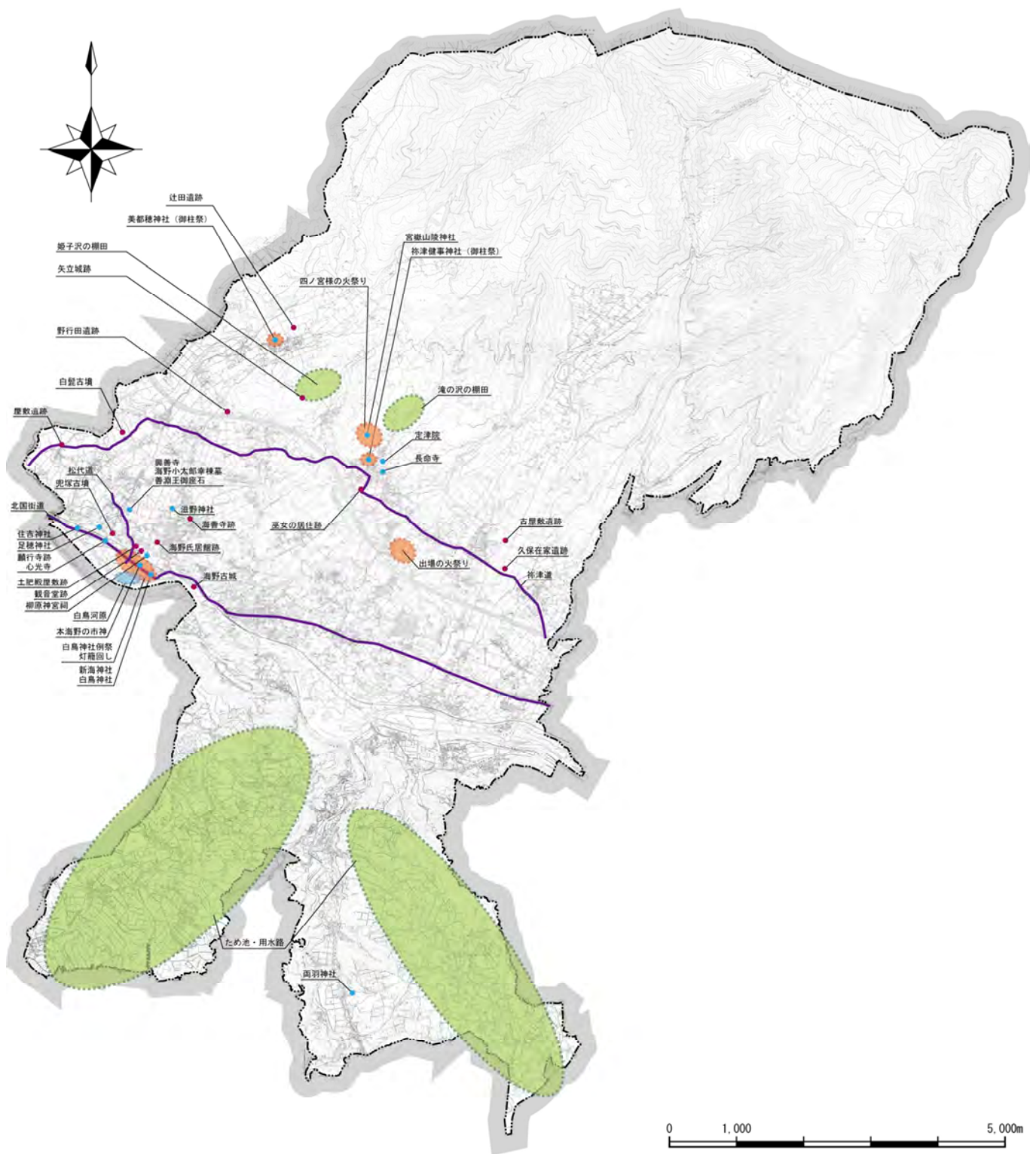
写真：八重原用水中八分水柵



写真：明神池



写真：クルミ



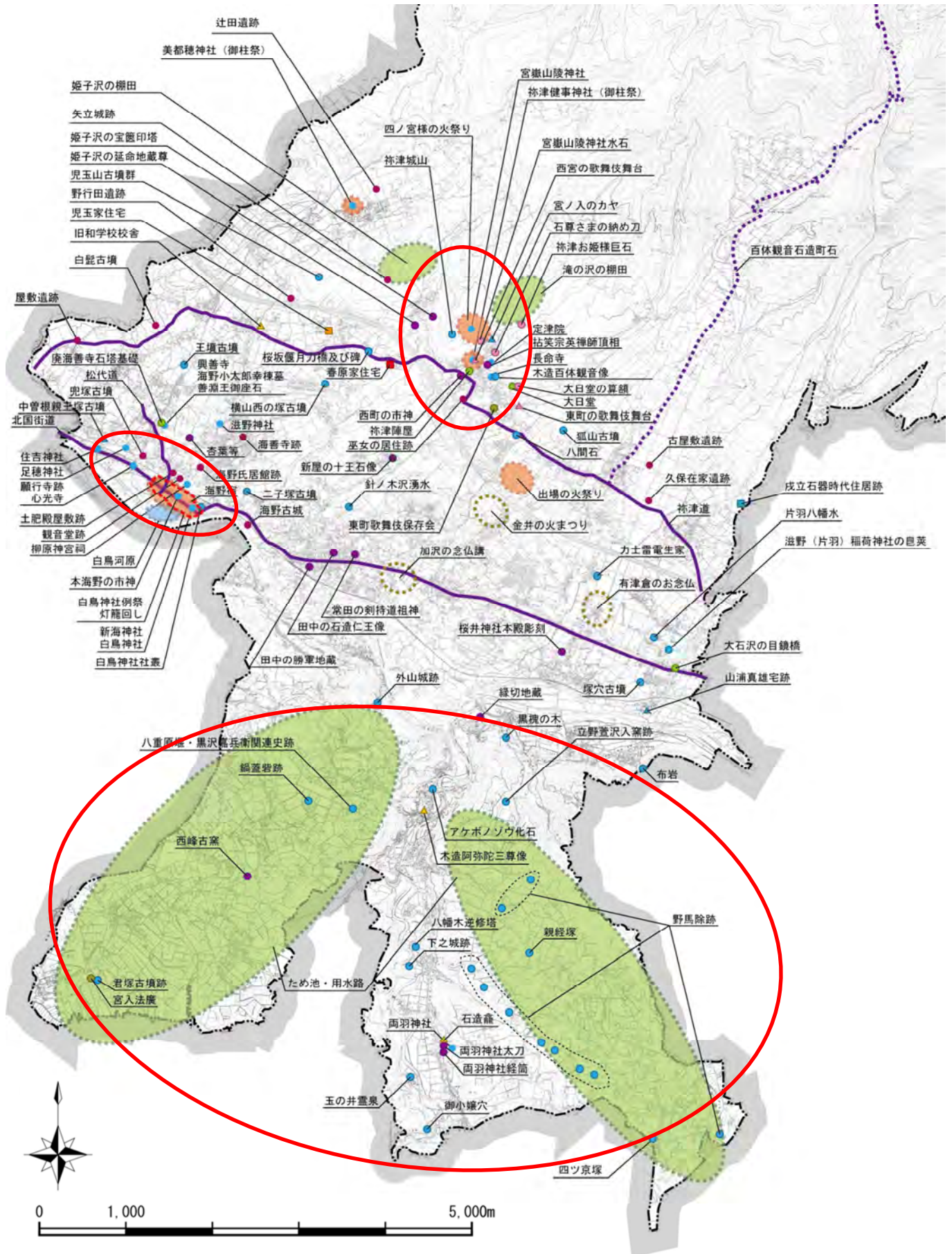
図：指定文化財以外の歴史資源等の分布状況

2. 東御市における歴史資源の分布状況

東御市は、古代、勅旨牧として馬の飼育が行われていたことに始まり、滋野一族の盛衰、江戸各藩による統治など、様々な歴史要素が重層的に積み重なった地域であると言える。このことは、市内にある歴史資源（文化財・文化財以外）の多さからも見て取ることができる。

その中でも、江戸時代から明治時代にかけて、上田領・祢津旗本領・小諸領として統治が行われていた際の、異なる体制・歴史・社会情勢を背景とした建物や人々の活動、まちなみ環境が、良好な状態で現在にまで残されている。

- ①海野地域には、江戸時代に始まり明治時代に大きく発展した「海野宿」のまちなみに加え、「白鳥神社例祭」や「灯籠回し」に見られるような、“宿場町、養蚕・蚕種業”に関連した歴史資源が残されている。
- ②祢津東町・西宮地域には、旗本領として、周辺地域に比べ恵まれた生活環境にあった中で、東町・西宮にそれぞれ設置されている「八坂神社」を舞台に「祇園祭」が行われ、加えて、両町にある「歌舞伎舞台」では、地芝居が行われているなど、“江戸大衆文化”に関連した歴史資源が残されている。
- ③北御牧地域には「八重原用水」や「ため池」が各地に点在する中で、江戸時代から続く水利慣行が現在まで行われており、厳しい気候条件の中で人々の生活が営まれてきたことを示す“北御牧地域の営農環境”に関連した歴史資源が残されている。



図：東御市の歴史資源の傾向

3. 維持・向上すべき歴史的風致

(1) 海野地域の歴史的風致

市域の北部に連なる山々から伸びる丘陵地と小河川によって形成された複合扇状地は、千曲川に差し掛かるとその大きな流れによって河岸段丘へと変わっていく。

そこは古来より、街道や在地有力者の拠点が築かれ、発展していった地域であった。千曲川に沿うように、江戸時代に整備された北国街道が残り、宿場町から養蚕・蚕種業への転換を遂げ大きく発展した海野宿のまちなみが、今日まで良好な状態で保たれている。



写真：海野宿鳥瞰図



写真：「気抜き」の付いた海野宿のまちなみ

海野地域は大きく「本海野」と「西海野」によって構成されている。「本海野」という地名は、真田昌幸が天正11年（1583）に上田城を築き、その城下町を形成するにあたって、真田氏にゆかりのある東部町の海野郷から住民を招きよせ、上田に海野町を形成してから、そのもとの地を本海野と称したことに始まる。

一方「西海野」は、江戸時代に入り、全国的な街道整備が進められる中で、元和2年（1616）、初代上田藩主の真田信之が、周辺集落の住民を移住させ、物流拠点として新たに興した「海野新田」がその原型である。その後、寛永2年（1625）に本海野に海野宿が開設され、宿場町に隣接する地域となるが、寛永8年（1631）に起きた洪水により西海野は跡形もなく流されてしまった。その後、復興にあたって、隣接する海野宿と同様に宿場の体裁でまちなみや水路が形成されたことで、今日のような連続したまちなみとなった。

「海野」という名称が資料に初見されるのは非常に古く、「海野郷」として天平頃（740年前後）の正倉院御物・紐心麻綱墨書に見えている。その後、「童女郷」（『和名類聚抄』）と称した時期もあるが、古代には「海野荘」として近衛家領となっており、これは南北朝期に山城国（現京都府）の楞伽寺領となるまで続いた。

こうした海野郷・海野荘を在地領主として、実質的に支配してきたのは、海野氏であった。海野氏は、木曾義仲の拳兵にあって重要な働きをしているが、鎌倉幕府になっても武勇をもって仕え、弓の名人といわれた海野幸氏をはじめ、何代にもわたり鎌倉八幡宮の流鏑馬の射手を勤めている。海野氏の領有していた範囲は判然としないが、天文10年（1541）に武田・村上・諏訪氏の連合軍に攻め入られて衰退するまで、祢津氏・望月氏などの有力同族の中心となって、非常に大きな勢力を誇る東信濃さっての名族であったことは間違いない。

こうした海野氏の居館が、海野宿北方の段丘上にあり、海野氏の氏神である白鳥神社が、海野宿の東端に位置していることから、この地は、海野氏の城下町的性格の集落として形成されていたと考えられている。

このことは、文永11年（1274）の高崎市円性寺所蔵の銅製地藏菩薩背銘に「小方（県）郡白鳥宿住人」とあり、天正10年（1582）以前のものである武田氏の伝馬文書に「海野町」とあることから裏付けられる。また『宿方色々扣』に「当町先規市日毎月二日、十二日、十八日、廿二日、廿八日、右ハ永禄巳前之例ヲ以、寛永弐年丑年奉願上、市近年迄相立申候」とあるほか、宝永3年（1706）の『本海野村差出帳』に「當村之儀、馬市立申候、但春ハ三月ヨリ四月迄、秋ハ十月ヨリ十一月迄、但乗馬・小荷駄馬共ニ売買仕候」とあるところから、室町から戦国期にかけて、当地に六斉市が立っていたことが推定されている。海野宿の御蔵小路にあった市神も、この市に関わるものと考えられている。



写真：白鳥神社



写真：市神

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

以上のことから、海野宿の地はかなり古くから海野氏の本拠として、またこの近辺の交通・交易上の中心地として栄えており、そうした背景から、真田氏の上田城下形成時に招致され、また北国街道が開通した慶長年間に田中宿が開設された後、それを補完する宿場として開設されたものと考えられている。

海野地域の地形は、南北方向に特色があり、北の国道18号の走る段丘は、古墳や古社寺等の遺跡、新海神社や少数の民家があった地域で、下の段丘は、しなの鉄道ならびに南面傾斜の畑が展開し、白鳥神社や海野宿のまちなみを始め、中世末期から江戸・明治・大正時代の歴史が色濃く残されている。

さらに南に隣接して水田を主体とする低地が展開して千曲川に至る。



図：海野地域断面図



写真：海野地域南側の農地



写真：海野宿北側の段丘（しなの鉄道から北を見上げる）

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

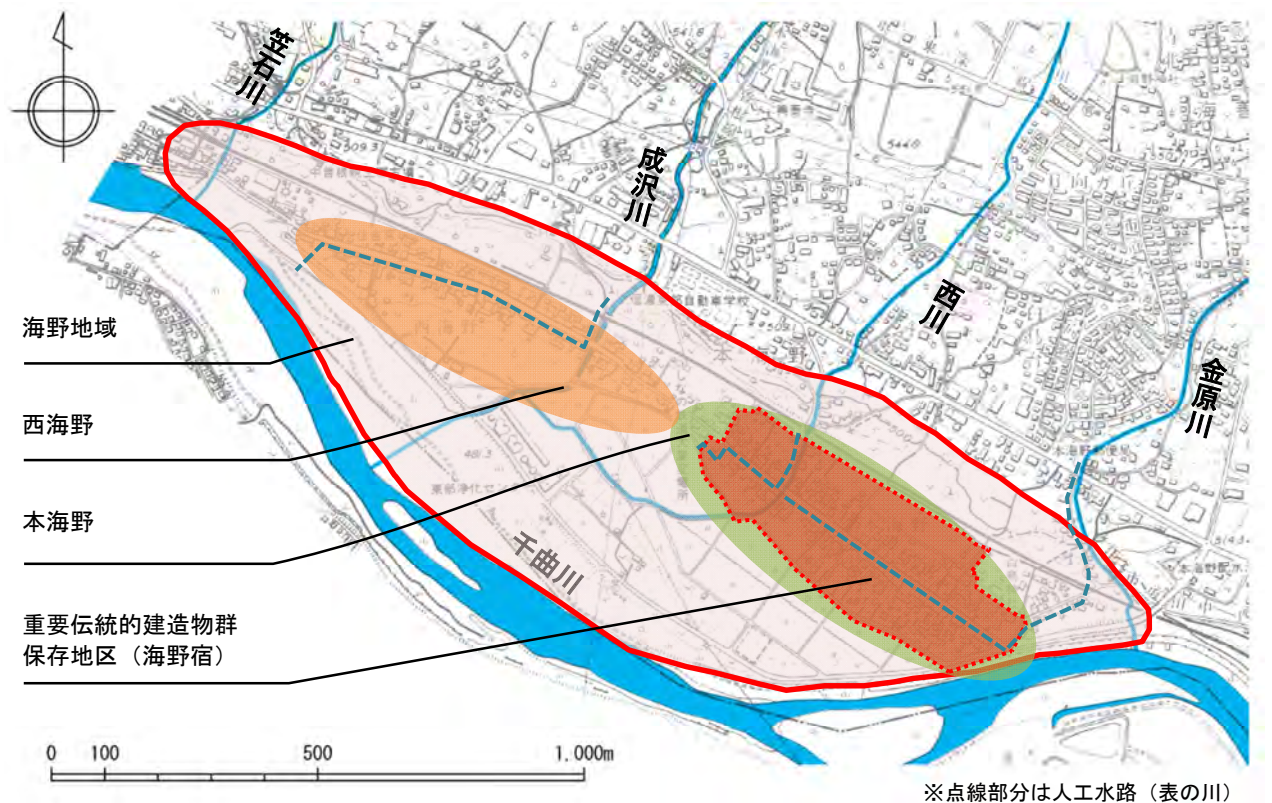
次に水系を見ていくと、本海野には金原川と西川（盲橋川、盲川、瞽川ともいう）が流れ、西海野には成沢川が流れている。いずれも標高 2,065mの鳥帽子岳に発し、現在は主として灌漑用水として利用され千曲川に合流する。

金原川から分かれた人工水路は、海野宿の東端にある白鳥神社の境内を経て旧北国街道の中心部を西方面へ流れ、その水は西川に落とされ、西川以西については西川から分流された水路が同じく旧北国街道中央部に配されている。この旧北国街道中央部を流れる水路は「表の川」と呼ばれ、かつては上水路・防災用に利用されていた。

海野宿と同様に宿場の体裁で町並みが形成された西海野においては、成沢川から分かれた人工水路は旧北国街道の中心部を西方面に流れ、千曲川に落とされる。かつては上水路・防災用に利用されていた。

近代的水道が敷設された現代では、かつての機能はなくなったが、依然として道路中央を開渠で流れ、海野宿の歴史的景観をとどめる上で重要な役割を果たしている。また、白鳥神社の林や街道沿いの並木の育成を支えている。

このように、海野宿を含む海野地域は、歴史的な位置づけに加え、自然条件が深く関わりあって形成されているのである。



図：海野地域と周辺の水系

今日の海野宿のまちなみは、旧北国街道沿いを、全長約1 km にわたり続いている。幅約 10m の街道中央部には、かつて生活・防火用水として使われていた水路（表の川）が流れ、各所に水洗い場が設置され、街道の様子をとどめている。そして、その両側には南北に細長い短冊形の切妻造の建物が立ち並び、茅葺の建物や塗屋造の建物、うだつや棟飾、海野格子のように細部にまで意匠を凝らした建物など、長い年月を経る中で変化していった海野宿の歴史を見て取ることができる。

また、海野宿の町家の玄関は、建物の東側に寄るように、街道の北側・南側でそれぞれ位置を合わせていることから、宿の東端にある白鳥神社との間に関わりがあると考えられている。



写真：表の川に設置されている水洗い場



写真：海野宿のまちなみ

江戸時代、海野宿が設置された当初は、隣接する田中宿が本宿であり、海野宿は補助的な役割を担っていた。しかし、寛保2年（1742）の洪水により、田中宿が壊滅的な被害を受けたことを機に、海野宿にも本陣が置かれるようになった。

その後、海野宿は、大名行列や佐渡路からの物資、善光寺を目指す参拝客など、多くの物や人が行き交う宿場町として栄えるとともに、江戸時代後期には地場産業としての養蚕業が始められた。

海野地域を含めた当地における養蚕業の始まりは、「宝永差出帳」によると、明暦年間（1655～1658）に依田川岸で始められ、17世紀後半には小県地方全域に広がったと伝えられている（東部町誌より）。

雨の少ない傾斜地は桑の栽培に適した環境にあり、加えて千曲川に吹く強い風が、蚕の天敵である「カイコノウジバエ」の発生を抑えていたことにより、海野地域を始め千曲川沿岸で栽培した桑は「歩桑（ぶぐわ）」と呼ばれ、乾燥に強く、他の地域よりも高値で取引された。

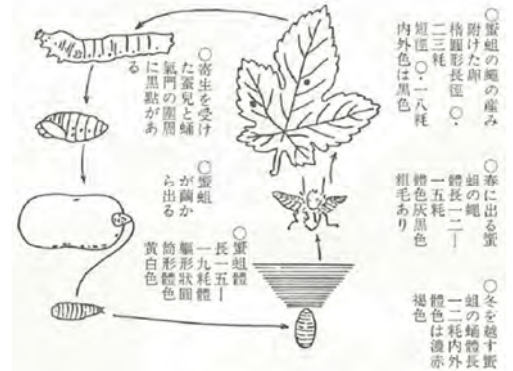
街道沿いの南北一帯には、地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑が、現在も水田・畑地として利用されており、農地として同様な景観が保たれている。

養蚕業が広く普及・発展してくのに合わせて、蚕種業も盛んになり、寛政頃には信州原産の蚕種が普及するようになった。中でも弘化2年（1845）に生み出された「掛合（別名：信州かなす）」という蚕種は、カイコノウジバエの害にかかりにくい優良蚕種として評判が高く、明治時代に入ってから、蚕種の生産過剰と品質不良により価格が暴落する中であって、黄金種として外国商人に高く信用されていた。さらに、領内では蚕種を販売する商人（蚕種商）も増え始め、特に塩尻組は蚕種商の全国的な中心地となった。海野地域と周辺の村々によって構成される田中組にも蚕種商の集団がいた。

その後、安政6年（1859）に横浜が開港されると、上田藩領の良質な蚕種は国内外で売れ行きが盛んになり、明治時代の養蚕隆盛期へと移っていった。これに並行して、海野地域は、宿場町から養蚕・蚕種の町へと発展していったのである。



写真：千曲川



図：カイコノウジバエ発生の仕組み



写真：養蚕風景



写真：種屋風景



写真：地域の発展を支えてきた農地の景観

明治時代に入ると、養蚕・蚕種業の合理化・効率化が進められていった。

明治10年（1877）頃から、部屋の中に桑の株（とっこ）に火をつけた火鉢を置き、その煙で部屋を暖め蚕を育てる温室飼育がはじめられ、海野宿では旅籠屋等、宿場町からの建物を利用した飼育が行われていた。

その時、煙だし用の窓として、大屋根の上に「気抜き」と呼ばれる小屋根をかけ、下から紐で引っ張ると開閉できる仕組みが作られた。

なお、「気抜き」を取り付けて蚕を飼っていたように、各家々では部屋中が蚕棚で埋まり、棚の間に人が寝るほどの状態であった。また催青（蚕種を孵化させること）のために夜抱いて寝たり、蚕が成長するにつれて食べる桑の葉の量が増え、千曲川沿いを始めとした周辺の桑畑から切った桑の枝を背負子で担ぎ下ろしては1日に何回も桑くれ（桑を与えること）を行っていた。繭かき（できあがった繭を取り出すこと。現金が入る時）の時には家中がにぎやかになるが、およそ1か月余に及ぶ重労働をこなす必要があったのである。

そうした苦勞に対し、明治20年（1887）頃、栗林の竹内茂市は繭の折巢をつくるための「蚕巢折り機」を発明し、小県蚕業学校では明治28年（1895）より催青に関する研究を行い、催青器を完成させ、合理的な掃き立て（孵化した蚕を桑に移すこと）ができるようになった。さらに、明治40年（1907）頃になると、本海野の宮坂友作は桑の葉を機械の力で刻む「桑切機」を発明し、県内にとどまらず、群馬県をはじめ関東一帯に広く販売された。



写真：昭和時代前期の本海野



写真：気抜き



写真：棚飼いの風景



写真：蚕巢折り機



写真：催青器



写真：桑切機

このように、海野宿の養蚕・蚕種業は、農民の現金収入の手段として始まり、養蚕・蚕種に適した自然条件を背景に、宿場町からの建物を利用して養蚕・蚕種業の合理化と効率化を図りながら発展したが、そこには、自らも蚕種製造に力を注ぎつつ政府に意見を具申し、国家的立場から養蚕業の振興を図った矢島行康の尽力があった。

矢島行康は、天保7年（1836）に本海野村に生まれ、16歳の時に上田の成沢寛経に国学を学び、さらに平田鉄胤（平田篤胤の養子）の門に入り国学を修めた。その後、明治7年（1874）に岩倉具視一行による欧米視察後、その邸を訪ねて西洋諸国の事情を聞き、岩倉具視の富国産業政策に共鳴して、国家のために養蚕を盛んにし、生糸の輸出を増大して国力の充実をはかることを決意し、自ら蚕種の製造に力を注いだのである。

さらに矢島行康は、明治24年（1891）にこの地方の蚕種業者を集め、養蚕が治国の大業であることを説き、その後、農商務大臣陸奥宗光を訪ね「蚕業御参考書」という意見書を提出し、蚕種法案の是非や日本の養蚕の振興と養蚕家の保護育成について大いに論じたのであった。

これほど養蚕業の発展に力を注いできた矢島行康の姿勢は、現在の海野宿にある矢島行康記念館（矢島憲三郎家別邸）からも見て取ることができる。

海野宿内にある矢島行康記念館（矢島憲三郎家別邸）は、第1から第4に及び蚕室が建てられており、そのうち第1の蚕室は明治7年（1874）建築と、この地方での蚕室の先駆であった。第3・4の蚕室は明治20年（1887）になって完成したが、いずれも堅牢な造りで、中には総檜造りの蚕室もある。これらの蚕室で矢島行康は、毎年500貫（約1.9t）の収量を得たのである。



写真：矢島行康肖像

（岩倉具視より贈られた羽織を着用した姿）



写真：矢島行康記念館

こうして、養蚕・蚕種業が発展し、地域が豊かになると、海野宿内では養蚕・蚕種の作業に適した建物に改造・新築したり、彫刻や棟飾りなどの細かい意匠を施す建物が見られるようになった。

現存する建物をみると、宿場町のころの建物の多くは、板葺切妻造厨子二階建て家屋で、ほかに茅葺寄棟造平屋建ての家屋がわずかに残っている。背の低い厨子二階造の建物は、宿場で良く見られる旅籠屋形式で、二階部分は物置や奉公人の居室として使用されていたことが多い。また、今は瓦葺屋根に変わっているが、本来は笹板で葺かれ、上に石が置かれていたものであった。そのため、屋根のこう配がゆるやかで、二階の高さが表側で1メートル余と低い。いくつかは出梁造となっており、二階が表側に張り出している。

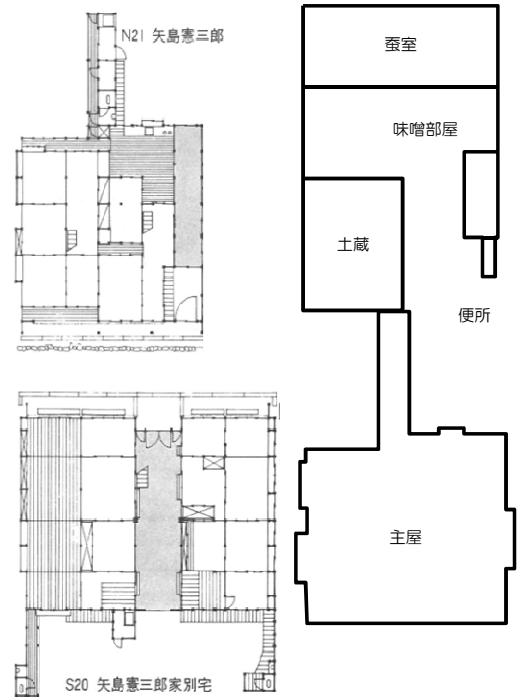
養蚕・蚕種業の町として発展した頃の建物は、瓦葺、切妻造、二階建てで、棟高が高く、大棟の上に「気抜き」の小屋根を上げているものが多い。また、二階部分は蚕室として使うため、天井高は従来に比べて高くなり、屋根に小屋根を付け、「気抜き」が設けられている。

主屋の平面と構造について、「矢島憲三郎家」と「矢島行康記念館（矢島憲三郎家別宅）」を例に見ていくと、「矢島憲三郎家」の主屋は、詳細は不明だが、江戸時代創建で、土間形式で畳間の組み合わせ（中廊下式）で、客を宿泊させていた家であることから、その利便性を考えた配置となっている。

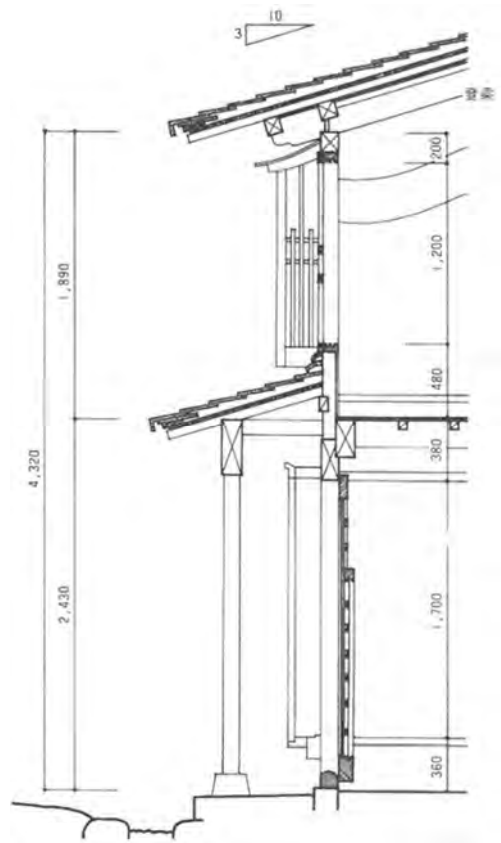
一方、「矢島行康記念館（矢島憲三郎家別宅）」は、明治20年（1887）創建で、明治の養蚕興隆を背景に建てられた。主屋の1階は座敷並びに居室とし、中央に大扉を付け、通り土間を配置し、2階は養蚕専用の部屋となっている。

なお、土間出入り口も時代によって変化している。現在多くの家ではガラス戸となっているが、石和曾平家（文化5年かそれ以前に創建）の紙張り腰つき引込み大戸、矢島憲三郎家と上原正美家（江戸時代創建）等の片開き大戸は江戸時代からの特徴を良く残している。明治時代になると、武家長屋門の形式を取り入れた両開き扉も造られるようになり、矢島敬五家（明治23年（1890）創建）と矢島憲三郎家別宅は建設当初の形態を残しているとみなされている。

このように、海野宿の建物は、それぞれの時代の特徴を持ちながらもそれらが良く調和し、趣のある町並みを形成している。



図：平面配置図
(矢島憲三郎家、矢島憲三郎家別邸)



図：矢島憲三郎家主屋断面図

①

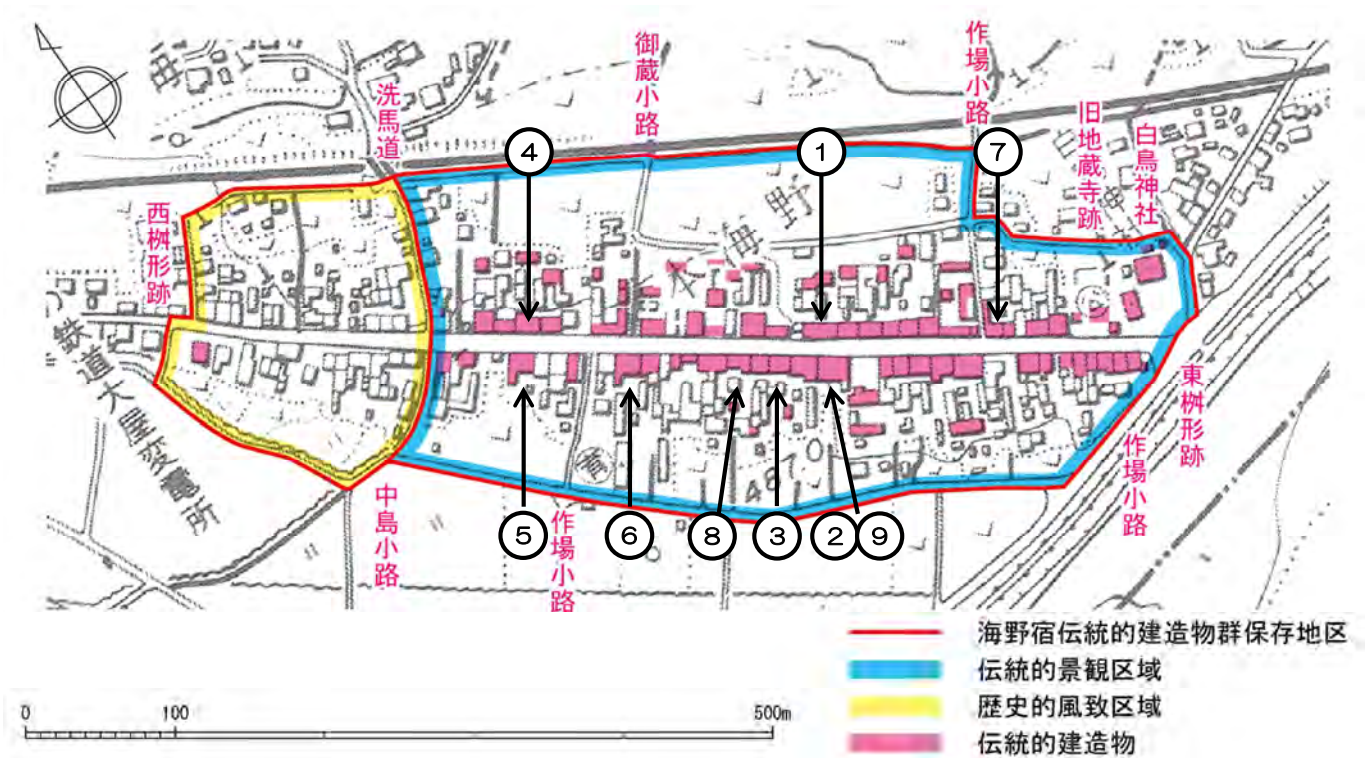


写真：矢島憲三郎家

②



写真：矢島行康記念館（矢島憲三郎家別宅）



写真：板葺切妻造厨子二階建ての家屋



写真：茅葺寄棟造平屋建ての家屋



写真：明治時代の町家・真壁造り



写真：明治時代の町家・塗家造り



写真：紙張り腰つき引込み大戸



写真：片開き大戸



写真：両開き扉

また、養蚕・蚕種業で栄える中で、建物の装飾にも変化が見られるようになる。

海野宿のほとんどの建物に格子がはめられているが、二階の格子の多くは「海野格子」と呼ばれ、上下に通る2本の親豎子と上端を切り詰めた短い子を2本交互にならべ、2本の貫を通して豎子を固定した造りになっており、江戸時代からのものが多い。

一方、一階の格子は、多くが明治中期以降に新築した際に設けたもので、江戸時代からの建物については、街道に面して濡れ縁と障子戸があり、旅人が休んだり、すぐに部屋に入れるような造りであったが、旅籠屋などが廃業した後に、表縁側からの客の出入りがなくなったために格子がはめられるようになった。

海野宿の建物の外に張り出している卯建は、延焼防止の役割を果たすために設けられたものであるが、防火壁というよりは家の格式を示す意味が強いものと考えられている。海野宿においては、妻壁の側壁面に建てる小屋束を屋根より高く立て、そこに瓦を乗せて本屋根との間に壁を作り出している「本うだつ」と、二階本屋根の軒下に三角形の壁を作る「軒うだつ」の2種類が江戸時代の卯建である。これが明治に入ると、養蚕・蚕種業で栄えた家々の間で、防火・格式としてのそれぞれの意味合いがさらに強調されることになり、江戸時代の本うだつの様式をさらに豪華に造り上げた「袖うだつ」と、2軒の間に長方形の壁を造りだした「脇うだつ」が見られるようになる。

その他、彫刻の施された家や、家紋を入れた鬼瓦、城郭建築を真似て鯨や獅子をかたどった棟飾りを取り付けるなど、細かい意匠を施す建物も見られる。



写真：一階表側の連子格子



写真：二階の海野格子



写真：鯨の棟飾



写真：本うだつ



写真：軒うだつ



写真：袖うだつ



写真：脇うだつ



写真：家紋の入った鬼瓦

明治時代から大正時代にわたって養蚕・蚕種業で大いに栄えた海野地域は、昭和14年（1939）7月の日米通商条約の破棄により、今まで外需に依存していたことで大きな打撃を受けることとなった。

さらに終戦後には、連合軍が放出した食糧に対する見返り物資の主要品として生糸が指定され、養蚕・蚕種業は一時活況を見せるが、食糧不足が深刻であった中では、食べ物となる芋を作る農家が多く、長くは続かなかった。

本海野においては、養蚕実行組合を結成し、蚕種の共同購入、共同催青、稚蚕共同飼育の方向を取っていった。

そうした中、昭和22年（1947）10月、昭和天皇が長野県を巡幸された時、本海野では、稚蚕共同飼育法について御前講演を行うことになった。また、昭和23年（1948）6月、貞明皇太后が養蚕飼育視察のため海野宿へ御来訪された。

その後、数年間は安定していた生糸価格であったが、輸出の不振と内需不振により次第に下落を続け、さらに化学繊維や合成繊維の発達、中国産の生糸の進出などにより、養蚕・蚕種業は衰退の傾向をたどっていった。

一方で、交通網の整備が進み、明治21年（1888）に信越線が、また国道18号が海野宿北側の段丘上に開通し、まちなみは海野宿から北へと大きく広がっていった。また、海野宿においても、道路・水路整備が進められ、千曲川による度重なる災害被害を乗り越えながら、まちなみが保たれてきた。

その後、昭和48年（1973）に東部町の文化財に指定され、地元における保存活動や海野宿保存審議会等を通じて、街道の中心を流れる水路と江戸時代の旅籠屋造りの建物、養蚕最盛期の明治・大正時代に建てられた堅牢な蚕室造りの建物がよく調和して現在まで残されていることが評価され、昭和61年（1986）には歴史的な家並みであるとして、「日本の道100選」のひとつに選ばれ、続いて、昭和62年（1987）4月には重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けるに至った。

このように、北国街道の宿駅として開設された海野宿は、明治時代には、宿場時代の広い部屋を利用した養蚕・蚕種業で栄え、現在もそれぞれの時代の特徴を持つ建造物群が一体となって、歴史の香り高い街並みが美しく残されている。



写真：昭和時代の本海野



写真：稚蚕共同飼育の様子



写真：養蚕状況を視察される貞明皇太后

江戸時代から、宿場町として、また養蚕・蚕種業の町として発展した海野宿において、海野宿東端にある「白鳥神社」は、在地の豪族であった滋野一族・海野氏の時代までさかのぼり、今日は本海野の住民の産土神として崇敬を集めている。

中世から近世にかけては白鳥大明神と称された。鎌倉時代に海野氏の支配していた海野庄に「海野白鳥」という郷があったことなどから、中世以前から鎮座していたと考えられている。

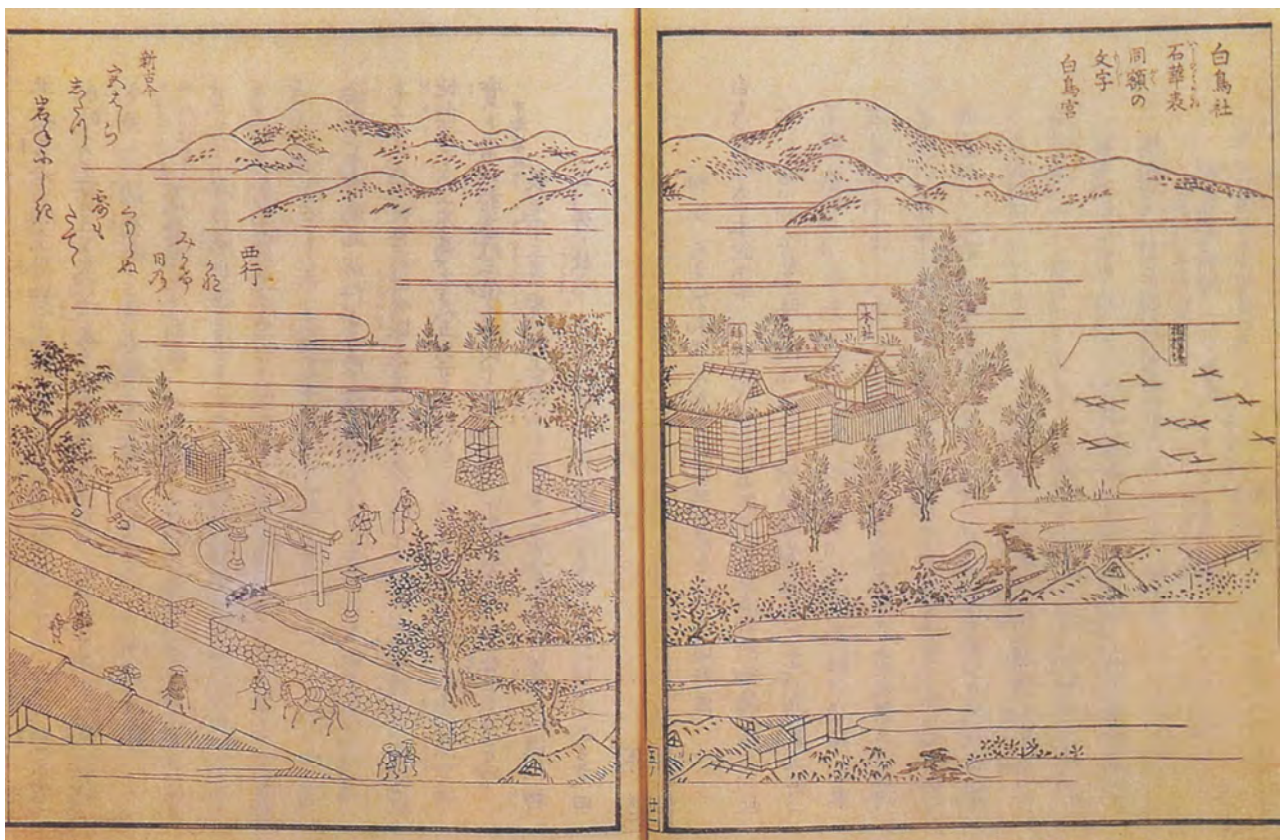
江戸時代には、上田藩主真田信之により社領として三十貫五百文の地を寄進され、真田氏が松代に転封された後は松代城の鬼門にも祀られ、さらに松代藩主真田幸貫より永代10石が寄進されるなど、真田氏の崇敬も非常に厚かった。その広さは、江戸時代中期の差出帳からは、東西二十一間（約38メートル）・南北十八間（約33メートル）の規模であった。

元和9年（1623）に行われた「上田領内の社寺改め」の後、寛永2年（1625）に海野宿が開設され、表の川が白鳥神社の境内を通り海野宿へと流れるように改修された。

その後、白鳥大明神は、安政5年（1858）に海野神社と改称し、明治13年（1880）には白鳥神社と改称され郷社となっている。



写真：白鳥神社社叢



図：江戸時代の白鳥大明神（善光寺道名所図会より）

白鳥神社本殿は寛政三年（1791）、拝殿は明治14年（1881）に建立されたもので、祭神は日本武尊・須佐之男命・貞元親王・善淵王・海野広道の5柱を合祀している。白鳥神社の建築様式には、以下の特徴が見られる。

- 本殿は一間社流造り、銅板葺（元こけら葺）で棟に置き千木と堅魚木を載せる。
- 向拝は几帳面取り角柱を立て、水引虹梁を入れ、木鼻（象・唐獅子）をつける。組物は連三斗・実肘木とする。母屋とは海老虹梁で繋ぎ、手挟（菊の丸彫り）をつける。
- 母屋は、円柱を立て、縁長押・内法長押を打ち地紋彫りの施された頭貫（木鼻付き）を通す。組物は出組とし、中備えは墓股（内部に松・鶴などを施す）とする。支輪は彫刻支輪（菊水）とする。妻飾りは二重虹梁とし、妻壁には彫刻を施す。軒は二軒繁垂木、懸魚は三ッ花懸魚とする。縁は切目縁とし腰組で支え、組高欄を付ける。母屋の側壁にも輪違の地紋彫りを施している。
- 大工は房山（上田市）の末野源三郎で、末野の末裔の水野家に白鳥神社神主が花押を伝授した文書が残されている。



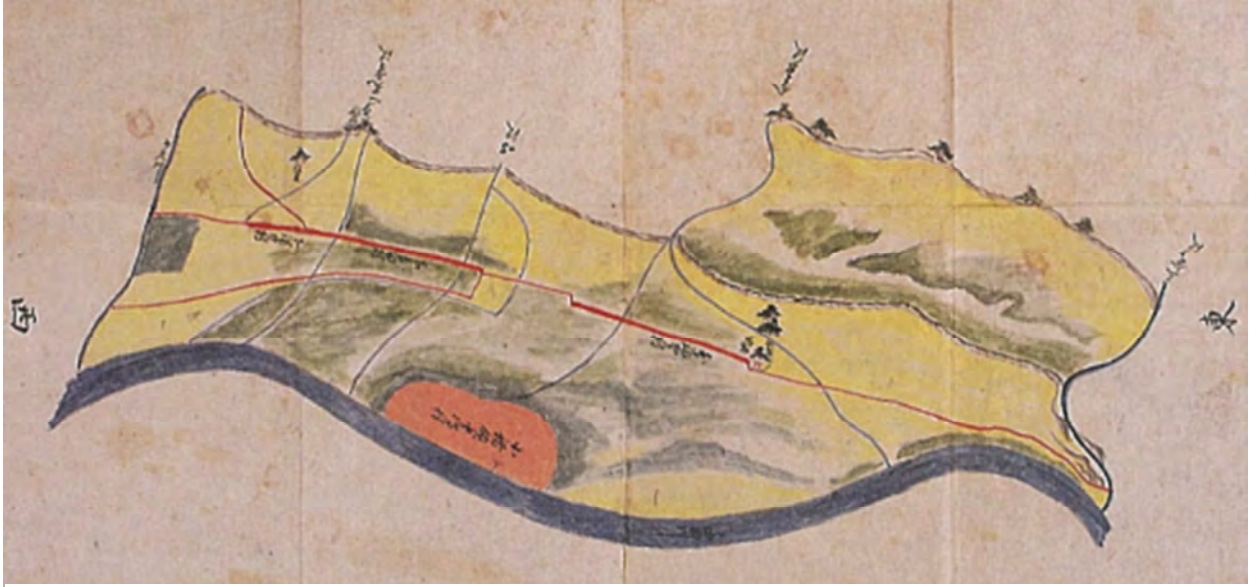
写真：白鳥神社（拝殿）



写真：白鳥神社（本殿）

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

江戸時代に上田領・祢津旗本領・小諸領に分かれていた東御市周辺の地域は、千曲川の氾濫を始め、多くの災害を経験した地域であった。特に海野地域においては、「洪水」と「火災」による被害が多く、寛永8年（1631）の洪水では、海野新田（現在の西海野）が流され、寛保2年（1742）年に起きた大洪水（戌年の満水）では、祢津旗本領の村々を押し流すにとどまらず、本宿を勤めていた「田中宿」が壊滅的な被害を受け、さらに田中宿から海野宿までまっすぐに通じていた街道が、千曲川の氾濫によって、白鳥神社に達する直前で大きくえぐりとられ、今日のように折れ曲がって宿場に入るように街道をつくりかえねばならなかった程であった。



図：寛保2年（1742）以前の図



図：寛保2年（1742）以後の図

この2回の大洪水を経験した海野宿では、まちの川上に位置する白鳥神社を大洪水から地域を守った鎮守様として、人々は崇敬して祀るようになり、以後、毎年8月12日に鎮守祭が行われることになった。

鎮守祭では奉納相撲が行われる。滋野村大石生まれで、天下の相撲取りとしてその名を広く知られていた雷電為右衛門は、弘化3年（1846）の信州巡業で海野宿へ立ち寄った際に四本柱土俵を奉納し、今後滞りなく奉納相撲が行われることを保証した文章を残している。なお、この奉納相撲は昭和の時代まで続けられていた。

この鎮守祭は、現在は「白鳥神社例祭」として行われているが、その祭礼は、新海神社を含む無格社が白鳥神社境内に移転（明治40年12月）されたことを機に10月12日に変更され、さらに白鳥神社拝殿屋根葺替上棟祭（大正12）が執り行われた後、稻荷社のお祭り（4月3日）とともに、4月12日に行われることとなった。そして昭和60年（1985）以降は、この4月12日にもっとも近い土・日曜の休日に行われることになった。

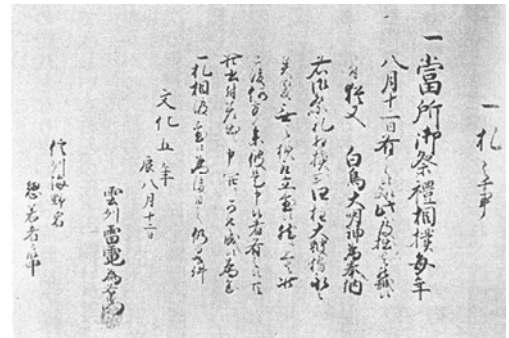
例祭時には海野宿内に、「白鳥神社」や「鎮守神勝会」などと書かれた幟が12本立てられる。海野宿保存会の調査では、古くは天保13年（1842）からの幟が見られる。

なお、白鳥神社境内では昭和15年（1940）に催された皇紀2600年祝典のために作曲作舞された「浦安の舞」が、以来毎年披露されるようになった。

また、近年は毎年11月23日の新嘗祭と併せて開かれる「海野宿ふれあい祭」時にも、白鳥神社例祭が開かれるようになっている。この「海野宿ふれあい祭」は、海野宿に残る民話「かぼちゃぼうとう」にちなんで平成2年（1990）より始められた「海野宿ほうとう祭」が、平成3年（1991）より現在の名称になったものである。そして平成29年（2017）より、11月第1日曜日に行われることになった。



写真：雷電為右衛門



写真：祭礼相撲を保証した文章



写真：白鳥神社境内の相撲大会（昭和時代前期）



写真：白鳥神社境内にある土俵

年2回開かれる「白鳥神社例祭」では、例祭前日から、海野宿内の通りに地区単位で幟が立てられることから始まる。

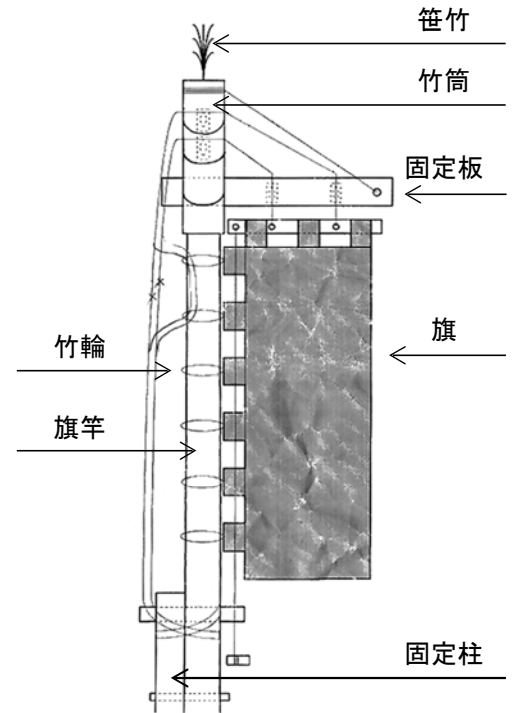
約6mの長さの旗竿は、普段は地区ごとに決められた場所に保管されている。幟を立てるに当たっては、旗竿に竹輪と固定板を通し紐で結び付け、その後、梯子を使いながら、固定柱と共に旗竿を地面にある土台（くつ石）に通す。土台に固定されると、竹輪と旗とを結び付け、完成となる。

海野宿内の通りに立ち並ぶ12本の幟は風にはためき、幟を支える柱はギンギシと音を立て、荘厳な雰囲気包まれた中で、神官・氏子総代・本海野区の役員により、神事が厳かに執り行われる。そして、豎琴や笛の演奏などに合わせ、地元の児童による浦安の舞が奉納される。

なお、11月の例祭では、新嘗祭と「海野宿ふれあい祭」が併せて行われ、海野宿内の家々の前に店が立ち並び、建物の軒先や座敷・庭などが、訪れた人々の休憩場所として解放される。さらに江戸時代中期の海野宿を再現した時代仮装行列が始まると賑わいはさらに増す。

このように、鎮守祭から始まった「白鳥神社例祭」は、12本の幟を立てるという昔から続く風習と、神事の後に奉納される「浦安の舞」や、新たな行事として始められた「海野宿ふれあい祭」とが合わさって、地域の祭りとして続けられている。

多くの人々が訪れるようになった現在でも、まちなみと幟とが一体となった壮観な風景の中を多くの人々が行き交う様子からは、宿場町として賑わっていた頃の様子が偲ばれる。



図：幟完成図



写真：くつ石



写真：浦安の舞



写真：時代仮装行列



写真：固定柱

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

※56 ページ、58 ページの幟の番号は、下の表の「番号」に合わせたもの。

幟番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
幟文字	白鳥神社	白鳥神社	風露無聲月滿楼	盛徳護郷閭	盛徳護郷閭	白鳥神社	白鳥神社	●澤●蒼生	鎮守神勝会	鎮守神勝会	鎮守神勝会	盛徳廣大護郷閭
揮毫者	—	—	西沢権一郎	—	六十八琅玕居老人	—	五峰高林寛	五峰高林寛	—	—	—	関東鳴斉●興薫香
年月日	—	—	昭和五十二年 四月吉日	—	文久二壬戌年 八月吉日	—	—	—	—	天保十三年 歳次壬寅	天保十三年 歳次壬寅	—
備考	昭和三十三年 四五隣組	昭和三十三年 六隣組	—	—	昭和四十九年複製	昭和五十一年改調	昭和五十一年改調	平成四年複製	平成四年複製	—	—	—

表：海野宿幟の詳細（海野宿保存会調査 平成 23 年 4 月 9 日）



写真：海野宿のまちなみと幟

幟①



幟②



幟③



幟④



幟⑤



幟⑥



幟⑦



幟⑧



幟⑨



幟⑩



幟⑪



幟⑫



写真：幟

一方火災は、家々が連なる宿場町においては深刻な被害をもたらす。海野宿では天明4年（1784）11月に発生した大火により、宿場の西半分52軒が焼失した。また、田中宿では幕末も押し詰まった慶応3年（1867）2月の正午過ぎに火災が発生し、宿中央の家から出た火が、おりからの強風にあおられて、87軒が焼失する大火災となった。

今日、海野宿で行われている「灯籠回し」は、天明4年（1784）11月の大火を機に、本海野の中宿と下宿で、防火・盗難除けの神として信仰されていた埼玉県秩父の三峯神社への参詣・祈願を目的とする講を結成したことを起源としている。（東部町誌より）

結成当初は、三峯神社への代参が行われていたが、いつしか家庭ごとに毎晩三峯の灯籠をつけ、宿場と家の安全を祈るようになった。しかし、個人の負担が大きいことから、講中で灯籠を1つ付けて、一晩ずつ留めて翌朝に隣の家へと廻すという「灯籠回し」が行われるようになった。

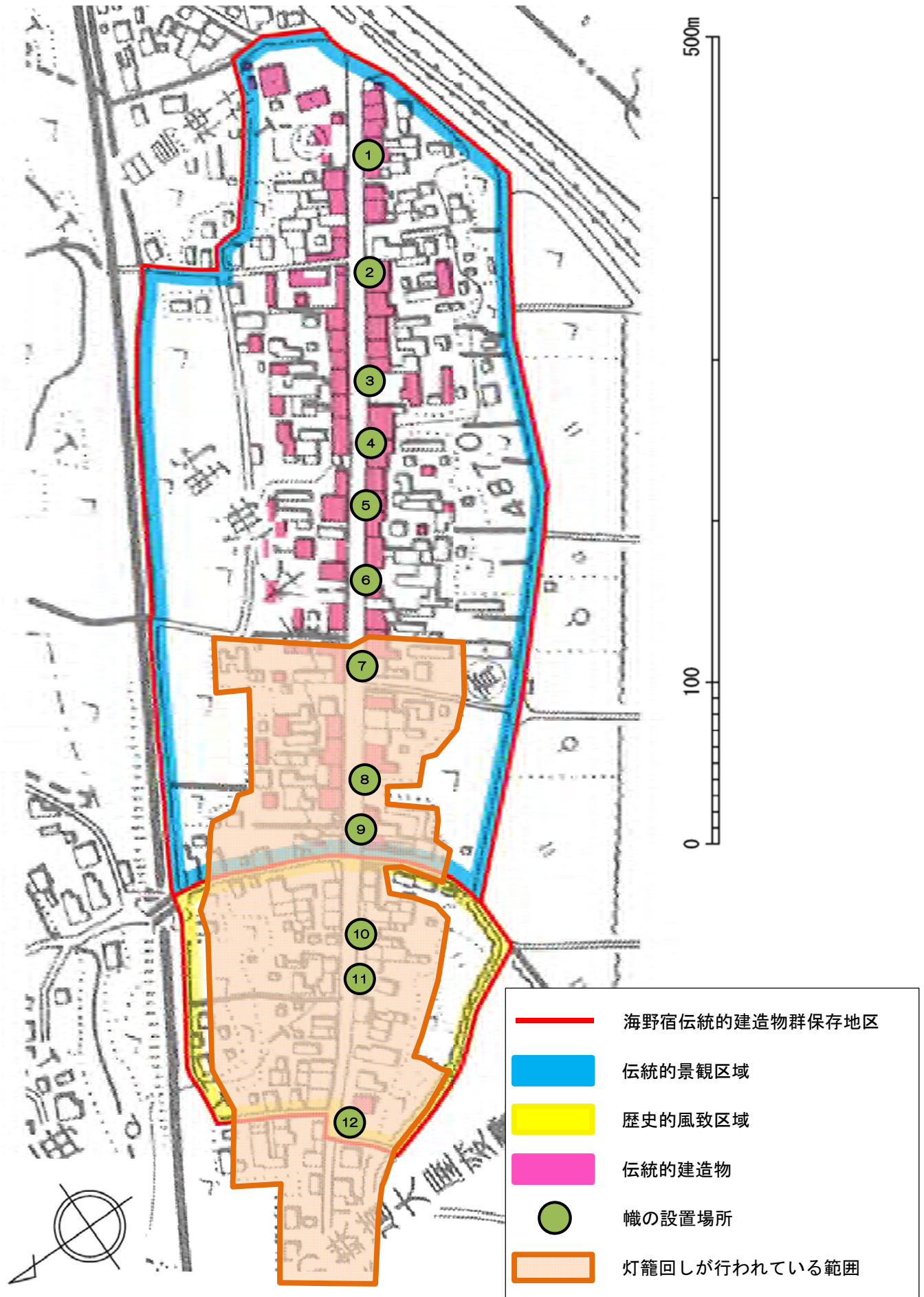
この「灯籠回し」は、海野宿の西側一部の家々の間で、現在も続けられている。隣の家へ「三峯さんが廻ってきやした」といって、灯籠を持って行き、隣の家ではその日の夕方に家の門口で灯籠にロウソクを一本ともす。火事にならないように念じながら、ほかの家の人たちにも注意する気持ちを持たせるのだという。次の日に隣の家へ廻す。



写真：三峯神社灯籠



写真：灯籠回し

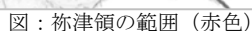
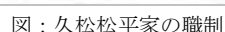


図：白鳥神社例祭時の幟の設置個所、灯笼回し範囲図

海野地域には、宿場町と養蚕・蚕種業で発展した海野宿のまちなみに加え、街道沿いの南北一帯には、地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑が、現在も水田・畑地として利用されており、農地として同様な景観が保たれている。こうした中で行われる白鳥神社例祭では、かつて経験した大洪水から地域を守った鎮守様として、白鳥神社を祀る意味が込められた幟が旧街道に沿って立てられる。また、火災で受けた被害を忘れないよう、海野宿内の一部の家々の間では、現在も灯籠回しが続けられている。

こうした、まちなみと昔ながらの地域の活動が一体となった環境を、今日では、多くの人々が見に訪れるようになったが、そこには、海野宿と白鳥神社との深い関わりに加え、度重なる災害を経験するも、地域の結束により乗り越え発展してきたという、人々の郷土に対する想いの深さをうかがうことができる。

久松松平氏とは、徳川家康の父松平広忠から離縁された母於大（伝通院）が、久松俊勝と再婚したことで、松平姓が与えられた家系であり、久松松平氏の嫡流が小諸藩主となった。つまり、祢津旗本領は、徳川家康の異父弟にあたる久松松平氏嫡流から分家して成立した所領であった。なお、小諸藩主となった忠憲の家系は、その後、無嗣断絶や無城大名を経ながら旗本として存続したが、祢津旗本領の領主となった忠節の家系は、5,000石の知行高で幕末まで存続した。



63

通常、旗本領は領地内に設置された陣屋の奉行・代官によって統治が進められ、領主は江戸屋敷に居住していた。

祢津旗本領においても、領主は江戸湯島天神などに屋敷を持ち、領地は祢津陣屋が統治した。祢津陣屋は、奉行所を中心に内門・門長屋・文書倉があり、さらに会所・稽古場・馬屋・牢屋・稲荷社・家中屋敷・馬場が設置され、大手門の横には番所があり、これとは別に不浄門も設けられていた。また陣屋囲いの外に家中屋敷・倉・水車場などがあった。

村方役人としては、村ごとに名主・組頭・百姓代の三役が置かれ、祢津東町と西宮（当初は“西町”と呼ばれ、昭和40年（1965）に“宮の入区”と統合し“西宮”となった）の両名主は、領内各村に陣屋から出される諸連絡を通達する廻状を発行する触元の役割を果たしていた。その他にも、火の番や使用人、山林番など様々な役割を担っていた。このように祢津旗本領は、祢津陣屋に加え、東町・西宮を中心に統治が進められた。

町には、滋野一族・祢津氏の時代に建てられた長命寺と定津院に加え、旗本領になると、東町・西宮が互いに競い合うように神社等を建てていった。

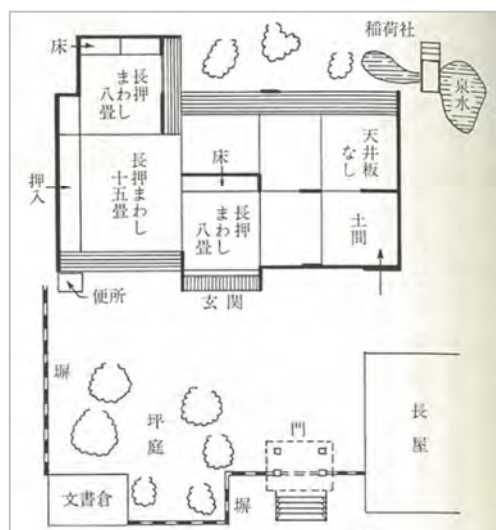
例えば、東町には祢津日吉神社・東町歌舞伎舞台があるのに対し、西宮には祢津健事神社・西宮歌舞伎舞台が置かれている。また、行事についても、東町・西宮で行われる祇園祭や地芝居の様子から、互いに競い合っていた様子がうかがえる。

このように、神社等の建立や祇園祭等が行われていた背景には、旗本領のため、領内支配が比較的厳しくなったことに加え、共有林や草刈り場を多く持っていたことで、比較的豊かな経済基盤が成り立っていたことが挙げられる。

こうして、祢津東町・西宮地域は、江戸との往来の中で、人々が出府の折に見た「江戸風」を持ち帰り普及させて、周辺の地域とは異なる、ひととき華やかな文化を形成していった。



写真：祢津陣屋跡



図：祢津陣屋奉行所の平面図

田植えが片付く夏の最盛期、疫病をもたらす神をなだめて送り出し、自分たちの無病息災を願って行われるようになった祇園祭は、京都八坂神社に始まり全国各地に伝わっていった。祢津東町・西宮地域の祇園祭は、祢津領が分知された寛永元年（1624）より行われ、当初は7月22日であったが、その後7月15日となり、現在は7月第2土曜に催される。（東部町誌より）

祇園祭の中心となる八坂神社のうち、西宮の八坂神社は寛永年間（1624～1643）の創建で、古くは石垣上に仮宮を建てたのみであったが、天明元年（1781）頃に本殿が建てられ、現在は祢津健事神社に隣接した場所に移築されている。

当初は西宮八坂神社の前庭で祭典が行われ、竹飾り・山車・屋台及び花笠童子の行列が出て「御門の脇ゴン桜云々…」の古歌を詠いながら祢津陣屋内に練り込み、神主の祭式が行われた後に、市中渡御が行われていた。しかし、明治維新の中で、神輿の市中渡御は続けられることとなったが、陣屋内での祭式は廃止となった。

一方、東町の八坂神社の社殿は、明治15年（1882）年の創建である。

祢津地域の祇園祭の特色は、その古い宮型神輿の造型とその市中渡御の仕方にある。西宮の神輿は領主より拝領したものと伝えられ、東町の神輿は明治10年（1877）頃に新調したものである。

神輿の造型は東町・西宮ともに六角で、台輪の上に六角の高欄と胴が座り、見事な細工の斗組の上に屋根が乗る。その頂上には露盤にのった葱花（ギボシ）が輝く。台輪の縁に沿って井垣をめぐらし、正面と真後ろに鳥居をつける。東町の井垣と鳥居は黒塗りで、西宮は赤い。正面の唐戸は開かれて幕を下げる。斗組の下と上長押の間に昇龍の彫り物をはめこんだものもある。台輪から屋根にいたる要所は飾り金具をつけ、露盤から六方へ下るノシズの先のワラビは、渦巻き状の曲線をつくり、屋根と胴とのバランスの上に一層の風格を添えている。

また、両町の神輿の台輪に棒穴はなく、台輪の下についた鉄枠に担ぎ棒を通して縄で固定し、棒の長さも前部を丈長にとり、衝突時に本体を防備するためと考えられている。



写真：西宮八坂神社（祢津健事神社横）



写真：東町八坂神社



写真：西宮の神輿



写真：東町の神輿

なお、東町の台座は四角である一方、西宮の大神輿は台輪も六角で、高さ5尺5寸（約168cm）とひととき大きく、反りの少ない唐破風の屋根に、領主久松松平氏の家紋である梅鉢紋が付けられている。また、神輿の厨子的な形体に加えて、仏教の六道輪廻を想起させるような六角構造からは、仏教色の強さがうかがえ、鳥居だけが神祭具の形をとどめているが、神仏混交時代の名残であると考えられている。

祇園祭は、前日の宵祭りに行われる神輿の市中渡御から始まる。東町・西宮関係者がそれぞれの八坂神社に参拝した後、神輿の飾り付けが行なわれ、露盤から六方へおろした化粧たすきの紐を、わらび手に一巻きして井垣の支柱に結び、「御祭礼」と字の入った弓張提灯数個が胴の周りに飾られる。

東町・西宮の神輿は、普段納められている東町公民館・西宮公民館を出た後、順次町中へ繰り出す。両町の神輿とも、かつては宵祭りの市中渡御と祇園祭当日の「ぶつかり」を含めて1つの神輿で行われていたが、近年は神輿の老朽化や修繕の負担増などから、市中渡御用（大神輿）の神輿と、ぶつかり用の神輿（中神輿）に分けて担がれるようになった。西宮の神輿については、領主から拝領したという神輿は担ぎ出さず、現在は飾るだけとなっている。なお、この宵祭りに合わせて、地域の児童による子ども神輿も行われるようになった。

祇園祭当日は、神主による神事に始まり、それが済む夜8時ころから、ぶつかり用の中神輿が、祭典委員によって事前に決められた巡行順路に従って回る。

神輿の担ぎ手は、支区ごとに各戸1人が出て支区内を担ぎ、次の支区に渡して区内を一巡する。その後、区内の青年たちが主となり、祢津街道のメインストリートを練り歩く。通りには出店が立ち並び、担ぎ手はお酒などの差し入れを食べながら、徐々に掛け声を強めていく。担ぎ手の装束は、西宮は統一したはんてんを、東町ではゆかた風のものを、帯を使わずに羽織る。

夜10時半をまわるところ、東町と西宮の境界辺（求女沢川）にまで互いの神輿が来ると、神輿の担ぎ手の間に緊張感が漂い始め、そこに周辺地域の人も見物に加わることで、人の渦が波を打つほどの状況となり、熱気がさらに高まる中、祭りの佳境を迎える。両町の神輿は、互いの距離を徐々に詰めながら向き合うまでなると、片方の神輿が追いかけては、もう片方の神輿は引きさかりと、境界辺を中心にせめぎ合いを繰り広げる。



写真：公民館前に並べられた神輿（東町）



写真：市中渡御の様子（東町）



写真：市中渡御の様子（東町）



写真：市中渡御の様子（西宮）

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

そして、周辺の雰囲気が大きく盛り上がる中、両町の区長の音頭により、それぞれの神輿は担ぎ棒の後方を下げ、前方を高く持ち上げるように態勢を変え、掛け声を掛け合いながらタイミングを合わせ、交差させるようにして神輿をぶつけ合う。

かつては、ぶつけ合った際に互いの神輿の鳥居や飾りなどを奪い合うような激しい様子から、「けんか神輿」と呼ばれていたが、現在は神輿を回転させたり、きれいに交差させることに重きが置かれるようになった。



写真：ぶつかりの様子



図：祇園祭 神輿の巡行順路

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

東町・西宮が互いに競い合う様子は、祇園祭に限らず、両町にある歌舞伎舞台と地芝居にも見ることができる。かつては、舞台飾りに意匠を凝らす西宮と、芝居の芸に重点を置く東町とで競い合う様子から、「舞台見るなら西宮、芝居見るなら東町」と語り伝えられていた。

上田小県地方に、江戸末期の化政時代から明治にかけて奉納芸能を演じるための神社施設として歌舞伎の常設舞台が建造されていることから、娯楽としての歌舞伎が地域に持ち込まれたのは、舞台の建造に先行する18世紀の終わりごろと考えられている。

祢津東町は、江戸中期後半の寛政年間（1789～1801）から十二平の山の神地域の仮設舞台で若衆踊りが行われていたと伝えられている。この場所を演技場と呼び、芝居が打たれ、娯楽の場としての役割を果たしていた。そして、西宮の舞台が建造された翌年の文化14年（1817）に現在に伝わる歌舞伎舞台が建造されて以来、大日堂の縁日である9月28日に地芝居の歌舞伎上演が行われるようになった。（東部町誌より）

しかし、明治10年代の終わりから養蚕が盛んになると、秋蚕の時期と秋祭りが重なることで芝居ができず、明治中期から東町の鎮守日吉神社の春祭にあたる4月28日に変更された。

また、第二次大戦後の昭和22年、23年（1947、1948）の両年で地芝居上演は中断し、長い間舞台も閉められたままになっていたが、昭和62年（1987）に町の有形民俗文化財に指定されたのを機会に、東町区小学生による児童劇や町内の往年の役者有志による地芝居が打たれ、芝居好きの伝統の火が継承されることとなった。

一方、西宮では、文化13年（1816）に建造された歌舞伎舞台において、健事神社の春秋の祭礼ごとに奉納芝居が出され、15歳以上30歳未満までの若い衆が主になってやっていた。しかし、上演の経費がかさみ年2回打つことが難しくなり、7年ごとの御柱祭の春祭りの4月20日に出すようになった。その後、昭和35年（1960）4月の祭礼での歌舞伎上演以後、長く休止されていたが、昭和54年（1979）に保存会が誕生し、御柱祭の時期に合わせて地元小学生らによる歌舞伎の上演が行われることとなった。

このように、祢津東町・西宮の両町では、ムラの祭礼と結び付けることで歌舞伎が地域に根付き、今日も行われている。



写真：歌舞伎公演の様子（東町）

西宮健事神社境内参道の西側に東面して建つ西宮歌舞伎舞台は、文化13年（1816）の建築で、回しなどの舞台機構を持つ木造の舞台の中で、今でも使用できる舞台としては日本一古いものと言われる。

舞台は間口8間、奥行き4間半で、建物裏側に正面4間奥行1間の下屋があり、総建坪約40坪とかなり広い。建物の端の上手と下手には伴奏音楽を演奏する下座が常設され、前面斜めに貼り出す格子窓を通して寄席に対面する。なお、この舞台には能舞台の名残ともいべき大臣柱が左右にあり、これが大きな特色になっている。

また、舞台中央にはコマ式の回り舞台があり、その他に、床の一部が上下するようになったセリがある。

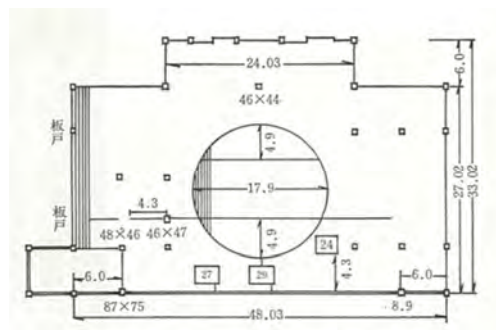
さらに、舞台正面奥の窓を開けると、長方形に壁面が切り取られていて、自然の景観をそっくり舞台に取り入れる「遠見」という農村ならではの仕掛けもある。

花道は常設ではなく、開演に当たって舞台の左側に架けられ、出入口に揚げ幕を下げる。ただし出し物によって両袖に花道を設ける場合もあった。観客席は奥行き社殿への敷石までと敷石から社地境までの舞台前の広場を利用し、2つ割りの丸太の平らな面を上にして縦横に並べ通路とする。青天井には白と青の段縞の天幕を張って日よけとする。

この舞台は、明治4年（1871）間口を支える梁を取り換えるなどの改修をしたが、文化13年（1816）創建という歴史性に加え、江戸時代の舞台の特徴をよくあらわし、また、その装置とともに完全な姿を今に伝えるものとして、演劇史上からも貴重な存在であり、昭和57年（1982）に県有形民俗文化財に指定された。



写真：西宮歌舞伎舞台



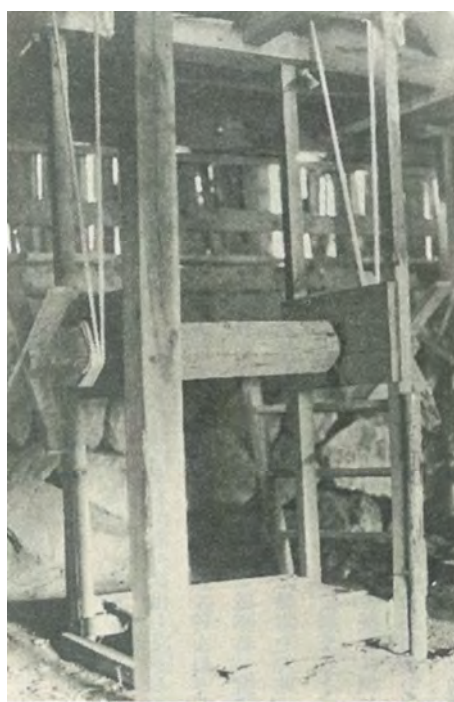
図：西宮歌舞伎舞台平面図



写真：田楽返し



写真：回り舞台の床下の構造（奈落）



写真：セリ上げ（奈落）

東町の日吉神社境内本殿の後方に北面して建つ東町歌舞伎舞台は、西宮の舞台よりわずかに遅れて、文化14年（1817）の建立と伝えられる。この舞台は間口8間、奥行き5間で、後方に4間に1間半の下屋があり、総建坪も西宮と同様に40坪を超す大きさで、切妻平入りの瓦葺きである。義太夫語りと囃子の下座は、西宮同様に建物内に取り込まれるが、彫彩された唐破風の飾りが上にかかる。大臣柱も現存している。

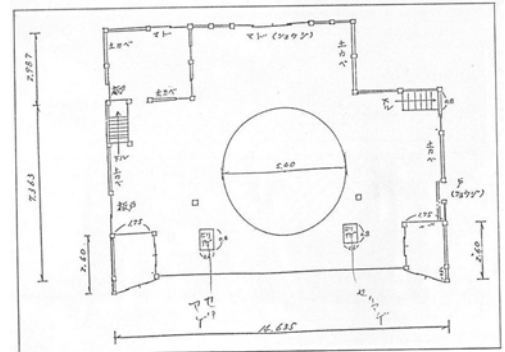
舞台装置については、コマ式の回り舞台やセリ上げなど、西宮と同様のものが見られる。

花道は常設ではなく、開演のつど舞台に向かって左側にとりつけられる。観客席は、舞台前の平地を、北から東へ石積みで囲み、その壇上が後方へ階段状の緩い斜面となって、1,000人以上の収容も可能といわれる見事な自然の客席を提供している。

この舞台は明治29年（1896）に改修があり、大正末期には小屋組みの補修に合わせて屋根を瓦に葺き替えた。第二次大戦後の長い放置で崩れかけた舞台裏の土手や基礎を昭和61年（1986）に修復して、翌年町の有形民俗文化財に指定された。さらに、西宮歌舞伎舞台とともに、江戸期から昭和初期に及ぶ庶民文化の殿堂として果たした役割が大きく、平成2年（1990）に県有形民俗文化財に指定された。



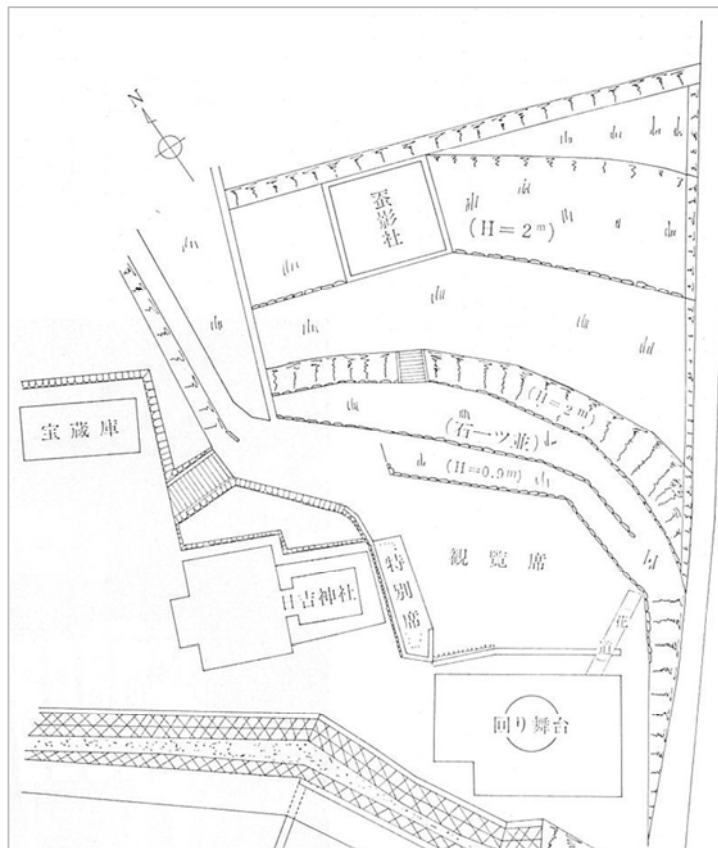
写真：東町歌舞伎舞台



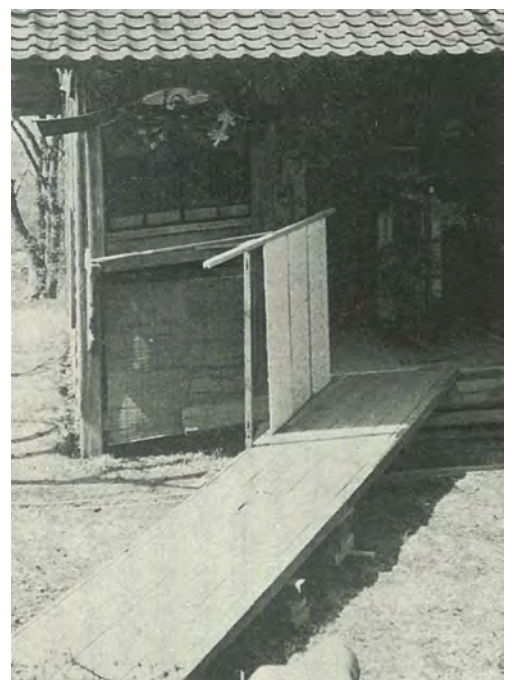
図：東町歌舞伎舞台平面図



写真：回り舞台の床下の構造（奈落）



図：東町歌舞伎舞台配置図



写真：花道

芝居をすることを踊るといい、歌舞伎に用いる衣装をキラと呼んだ。キラには刺繍を施した豪華なものもあり、これを身に着けて舞台に立つ魅力は大きかった。その他、東町には義太夫語りが数人いて、出し物により分担した。師匠を招いて皆で義太夫を練習することが流行したこともあり、農事の片手間にも口ずさむほどであった。

良く上演された出し物として、「絵本太功記十段目」「仮名手本忠臣蔵七段目」「伽羅先代萩の御殿から床下」「菅原伝授手習鑑寺子屋」「奥州安達原三段目袖萩祭文」「鎌倉三代記三浦別れの場」「一谷嫩軍記熊谷陣屋」「御所桜堀川夜討の弁慶上使」などがある。両町には演目ごとにつづった浄瑠璃本や芝居の台本などが多く保存されている。

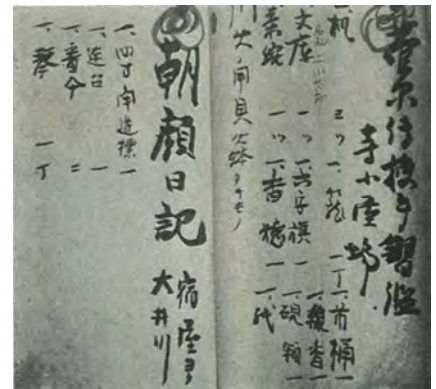
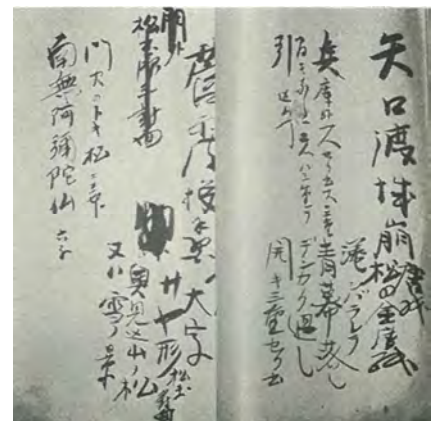
上演を控えては綿密な計画と周到な準備が必要で、地域の会合で方針を決めてから、衣装合わせや台本選びがあり、配役を決定する。稽古は3か月以上も前から毎夜集まり、本読み、立ち稽古から舞台稽古の順に練習を重ねる。義太夫や三味線は冬のうちから師匠について習う。東座と呼ばれた大道具・小道具の裏方は、出し物ごとの手板をつくって、出し入れの順序を総ざらいした。開演日が天候に恵まれ、多くの観客で席がいっぱいに埋まる時、舞台上の顔見知りの演者の所作にも一段と力がこもり、舞台と観客が一体となった興奮がわきあがる。

このように、祢津東町・西宮地域では、江戸時代の旗本領における領民生活の豊かさを背景に、江戸からもたらされた大衆文化が地域に根付き、今日まで人々の間で受け継がれてきた。

今日、祇園祭や地芝居を見に多くの人が集まり、活気に満ちた空間が生み出される様子からは、東町・西宮の間で、お互いが競い合い切磋琢磨する中で、生活に張りが生み出され、地域文化の向上にも大きな力を及ぼしてきたという、東町・西宮の人々の熱意をうかがうことができる。



写真：芝居のキラ



写真：大道具係の舞台装置台帳



写真：歌舞伎芝居の台本（東町）
（左：義経千本桜、右：阿波鳴門順礼）

(3) 用水管理と田園風景に見る北御牧地域の歴史的風致

千曲川の左岸、御牧原台地の北端部一帯を占める北御牧地域は、広大な原野と緩傾斜の多い地形、冷涼で乾燥した気候風土により、古代は、窯業が盛んに行われるとともに、望月の牧が設置され、馬の飼育が盛んに行われていた地域であった。北御牧地域の中央を流れる鹿曲川により形成された深い浸食谷では、早くから開発が進められ、滋野一族・望月氏に関連する遺跡を始めとして、地域の歴史を歴史的資源が鹿曲川に沿うように点在している。

一方、鹿曲川を挟んで相対する形で広がる八重原台地と御牧原台地は水利に乏しく、開発が難しい土地であったため、長い間、近隣集落の入会地や採草地として利用されていた。そのため、八重原台地・御牧原台地で土地開発を進める上では、「水の確保」が非常に重要で、ため池による灌がいや遠方から用水を引いて開発する必要があった。このように、北御牧地域の歴史を振り返ると、水が文字通り生命の源泉であり、水と共に生きてきたといっても言い過ぎではない。

現在では、江戸時代に開発された八重原用水やため池と、そこで積み重ねられてきた水利慣行によって農業が営まれている。



写真：御牧ヶ原台地・八重原台地の間を流れる鹿曲川

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

江戸時代初頭、治水技術・土木技術の発達により、全国各地で新田開発が盛んに行われる中、北御牧地域を含む小諸藩では、藩の支援・許可の下に新田開発が進められ、佐久の四新田と呼ばれる五郎兵衛新田、塩沢新田、御影新田、八重原新田が開発された。

このうち、北御牧地域の八重原新田は、承応2年（1653）、小諸藩士の黒沢加兵衛が、蓼科山麓和美沢口に水源を求め、八重原堰（用水）の開削に着手したことがその始まりであった。しかし、それでも水が不足したことから、さらに大門堰を開削するが、洪水によって崩れてしまったため、万治3年（1660）に新たに蓼科山大滝に水源を求め、岳堰の開削をした。こうして、開削に着手してから約10年後の寛文2年（1662）、55 km先にある蓼科山の水源から複数の堰と川を利用して水が引かれ、八重原新田の開発が進められていった。

八重原用水は石や木の樋を設置したり隧道を掘ることにより長距離にわたり水を引いていたため、当時は冬の凍みや大雨により用水が傷む度に修理を行う必要があった。そのため、維持管理にも大変な労力を必要とし、用水の維持管理のための組織が設立されるとともに、様々な水利慣行が形成されていった。

当初、八重原堰の維持管理は、中心的な役割を担った黒沢家の世襲により、明治に至るまで一切の運営を行っていた。

明治初年（1868）からは、黒沢氏を八重原用水担当人とし、諮問機関として、下組（山崎、下八重原）・中組（中八重原）・上組（上八重原）より各1名を総代として、また、下組・中組・上組より各2名を協議員として選出した。また、維持管理の指揮監督役（宰領）として下組九名・中組四名・上組四名を任命した。

大正15年4月に「八重原耕地整理組合」に改組され、初代組合長に黒沢氏が就任し、組合副長（下組・中組・上組から各1名宛）・評議員（下組5名・中組2名・上組2名・任期4年）・組合会議員（下組11名・中組5名・上組5名・任期5年）・宰領（下組9名・中組4名・上組4名・任期4年）が選挙によって選出されることになった。同年5月に黒沢氏が没した後は組合員中から組合長を選出することになった。

昭和26年2月に、現在の「八重原土地改良区」となり、各組内から役員（執行機関）が出ている。

現在の役員構成は、改組時点より変わっているが、理事長・副理事長・会計理事・理事・代表監事・監事・工事係（宰領）・水番係などがある。役員を決めるにあたっては、各組ごとに総代を受益者全体で選出し、総代が理事長以下理事・監事などの役員を選出して、いずれも4年の任期で八重原用水の管理・運営にあたっている。（北佐久郡志より）



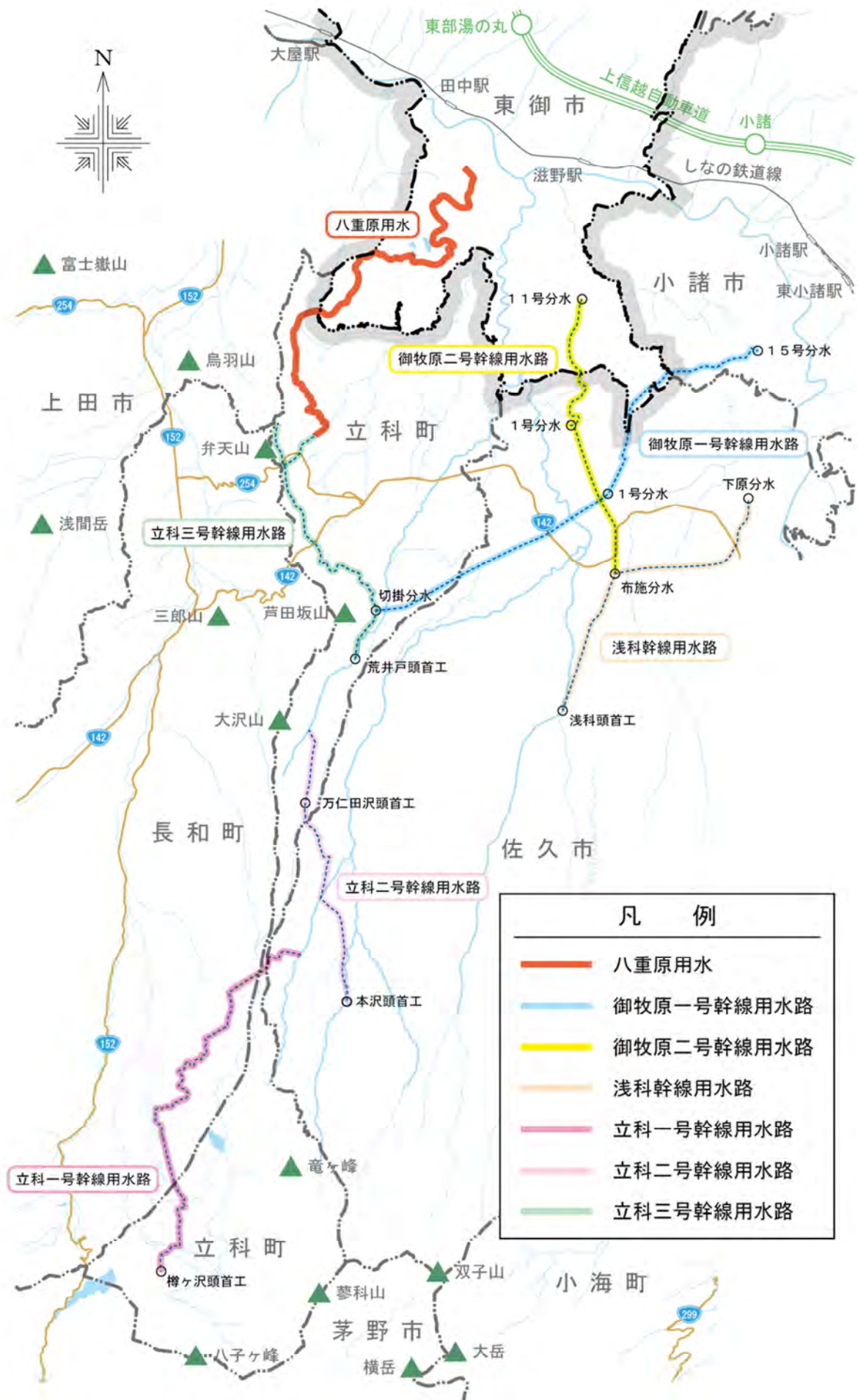
写真：黒沢加兵衛



写真：黒沢加兵衛宅門



写真：黒沢加兵衛宅門前の八重原堰



図：現在の川西地域の用水経路図

こうして組織が変わっても、これまでの水利慣行に従った用水の維持管理は続けられており、現在は、傷んだ堰を修理し水を引いてくる「水揚げ」と、田に水を順番に引いていく「水番」が行われている。

「水揚げ」は、前浚い（まえさらい）→里普請（さとぶしん）→姥普請（うばぶしん）→和美普請（わみぶしん）→大岳普請（おおたけぶしん）という手順で作業が行われている。

これらの作業について、現在は、立科町の一部及び東御市内を八重原土地改良区が、その他上流部を北佐久郡川西土地改良区連合が担当している。

“前浚い”は、4月に行われる用水路の浚いのことで、昔は大堰の幅だち・土手上げ・柵伏せなどが行われていた。続く“里普請”は、上八重原・中八重原・下八重原の順で行う大堰の浚いのことで、昔は牛鹿、藤原田、上組・下組・中組・下組の順に行われていた。その次の“姥普請”は、現在は行われていないが、苗代を作るために、蓼科町芦田の剛清水から水を引いて堰へ入れる作業であった。その後の“和美普請”と“大岳普請”は、上流部である蓼科方面の用水路の修理などのことで、昔は蓼科町芦田中尾地区にある宿や蓼科山の山小屋（牛首小屋）に泊まりながら、用水の修理・引水を行うものであった。

その他、現在は行われていないが、ミトーシ（見通し）と呼ぶ水路の見回りがあり、工事係1人と人足1人の2人で週に1度行われていた。（北御牧村誌より）

「水番」について、上八重原・中八重原では常番と呼び、当番は輪番制で、堰の上流からの家並み順に決まっている。

また、各自所有の田の面積に応じて水柵の幅が決められており、一定の量が流れてくるようになっている。

上八重原の通水口は1番口から5番口までであり、1番口は昼間、夜は2番口という順で切り替えられる。切り替えの時間について、昔は日の出から日没までと決まっていたが、現在は朝6時から夕方6時までとなっている。

一方、中八重原では、昭和60年頃までは上八重原と同様に5番口まであり、同様のやり方で水の切り替えが行われていたが、以後、2番口までとなり、水の切り替えは偶数日・奇数日で行われるようになった。なお、家順にイリバンと呼ぶ当番を出し、朝6時と夕方6時に水の番が行われていた。



写真：八重原堰普請（昭和17年5月）



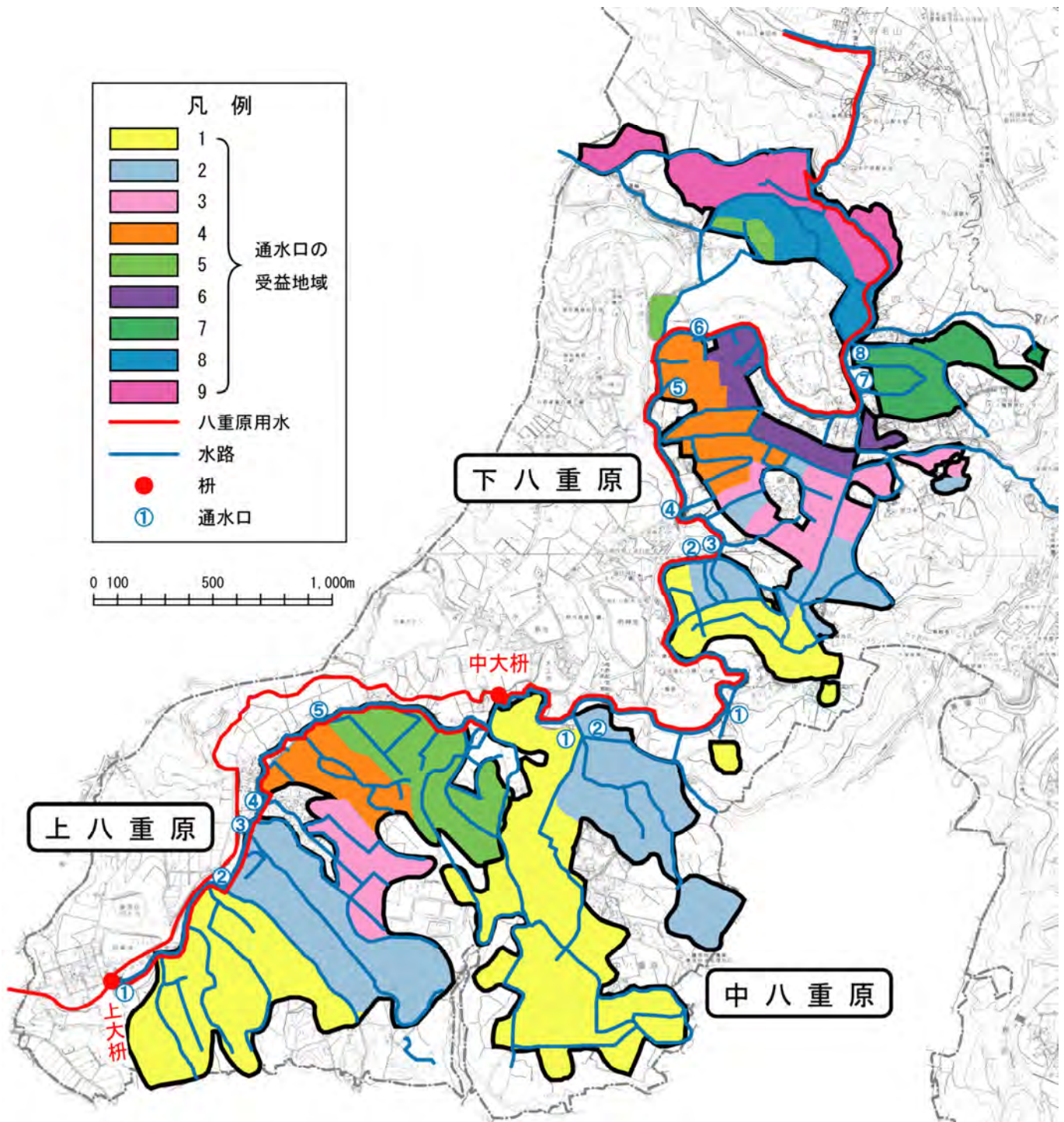
写真：八重原堰普請の中小屋



写真：八重原用水 中八分水柵

下八重原では、1番口から9番までの通水口があり、家並み順に、日の出から日の入りまでの間、日の入りから翌日の日の出までの間で順番に水が切り替えられる。切り替えの際は、用水の上流側から家順に2人ずつ切り替えに出て、枡口へ行って落ち葉やごみを取ったり、漏水を止め、切り替えは朝6時から夕方6時まで、交替で見張っていた。

なお、昔は不正行為や盗水をした場合には、掟により、「見通しを何日間行え」や「皆に謝る」など、厳しく罰せられていた。（北御牧村誌より）



図：上八重原・中八重原・下八重原の通水口と受益地域

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

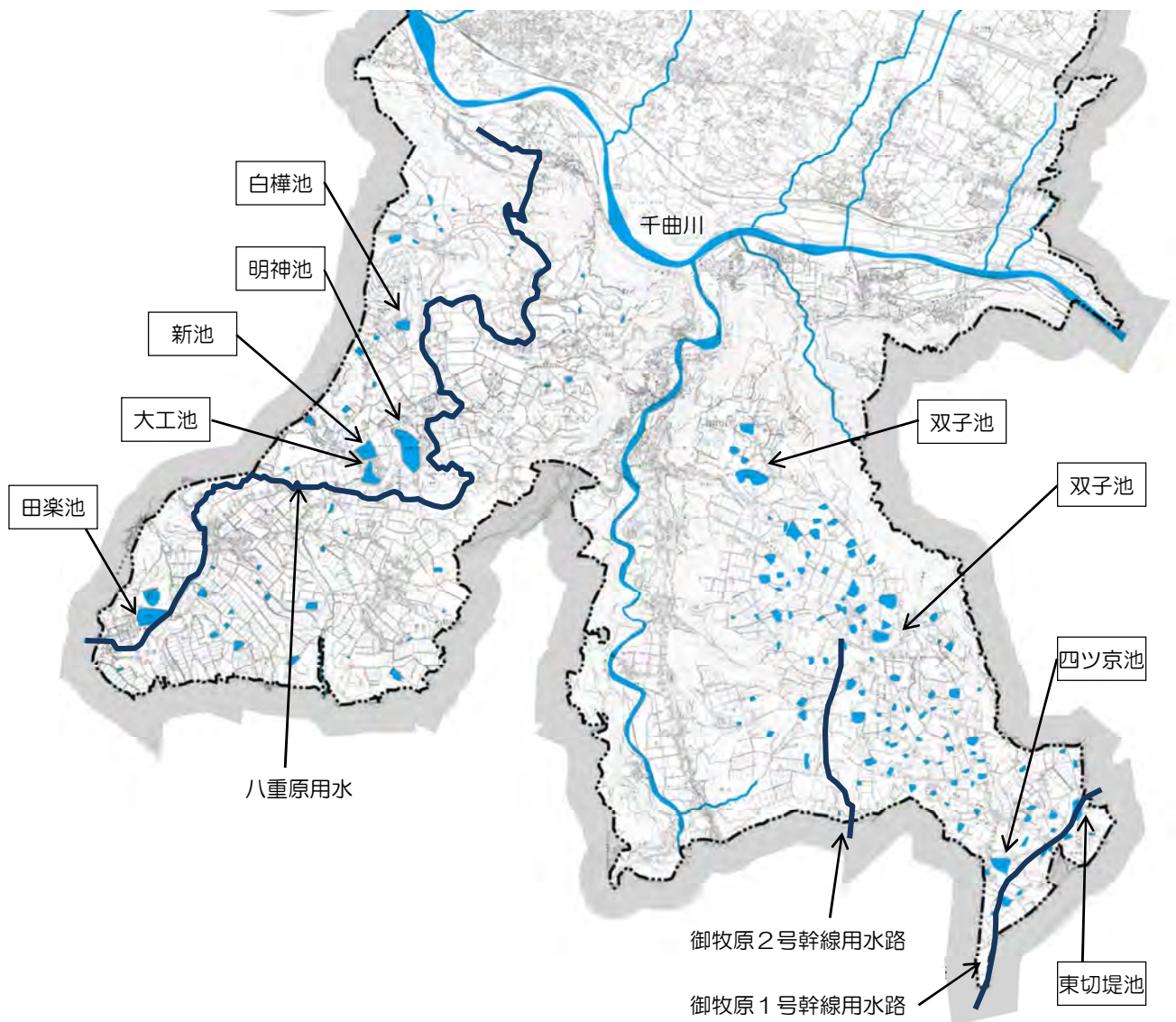
用水からの通水のほか、干ばつに備えた池（ため池）が点在している。八重原の主な池は、田楽池・大工（ばつちょう）池・明神池・新池などである。池にはドヨと呼ぶ設備があり、昔はこれを使って池の上部にある温まった水を少しずつ流し出していた。



写真：明神池



写真：田楽池



図：北御牧地域のため池位置図

新田開発の波に乗り八重原新田の開発が進められていた一方、御牧原台地は、樹木が少ない上に埴土の乏しい草原だったため、台地への導水は不可能とみられ、雨水を蓄える「ため池」に頼る生活が営まれていた。

御牧原台地には、大小の池が450ほどあるとされ、これは入植の際に、それぞれ良い窪地を見つけて池を作り、周囲を開墾したため、小さな池が多く見られる。基本的に個人の池であるが、現在は御牧ヶ原台地土地改良区が水の供給、池の修理などに携わっている。

御牧原の池は粘土で築いたもので、その造り方は「刃金（はがね）づくり」と呼ばれている。刃金づくりは、土手の中心部分に良質の粘土を詰めて叩いて固くしたもので、漏水が少なく長持ちするので100年も経過している池が今も利用できている。これは粘土を使ったためだといわれている。松の丸太をくりぬいて、粘土の中に埋め込んで取水していた。

かつては雨水を取水することが唯一の水確保の方法であったので、干ばつには常に悩まされていた。そうした状況の中で、昭和半ばに行われた県営御牧原農業水利改良事業（昭和36年着工、昭和47年完成）により御牧原1・2号幹線用水路が完成した。

用水路管理については、年に一度、水路の補修と堰浚い（せんげざらい）が行われる。役員はその水路に関係する水田の耕作者によって組織され、運営は役員が交代で行なわれる。

ため池の維持管理については、水系ごと・ため池ごとに受益者が共同で堰浚いや用水路の修理を行っている。

このように、今日の八重原台地・御牧原台地における農業経営は、気候・地形的に厳しい環境の中で、人々が水の確保に多大な時間と努力を費やしてきた歴史の上に成り立っている。今日まで受け継がれる水利慣行からは、水と共に生きてきた地域の強い想いが感じられる。



写真：御牧原の開墾風景（昭和16年）



写真：ため池（御牧原台地）



写真：鹿曲川を渡る水管橋

4. 歴史的風致に関する課題

(1) 地域の歴史・文化の共有に関する課題

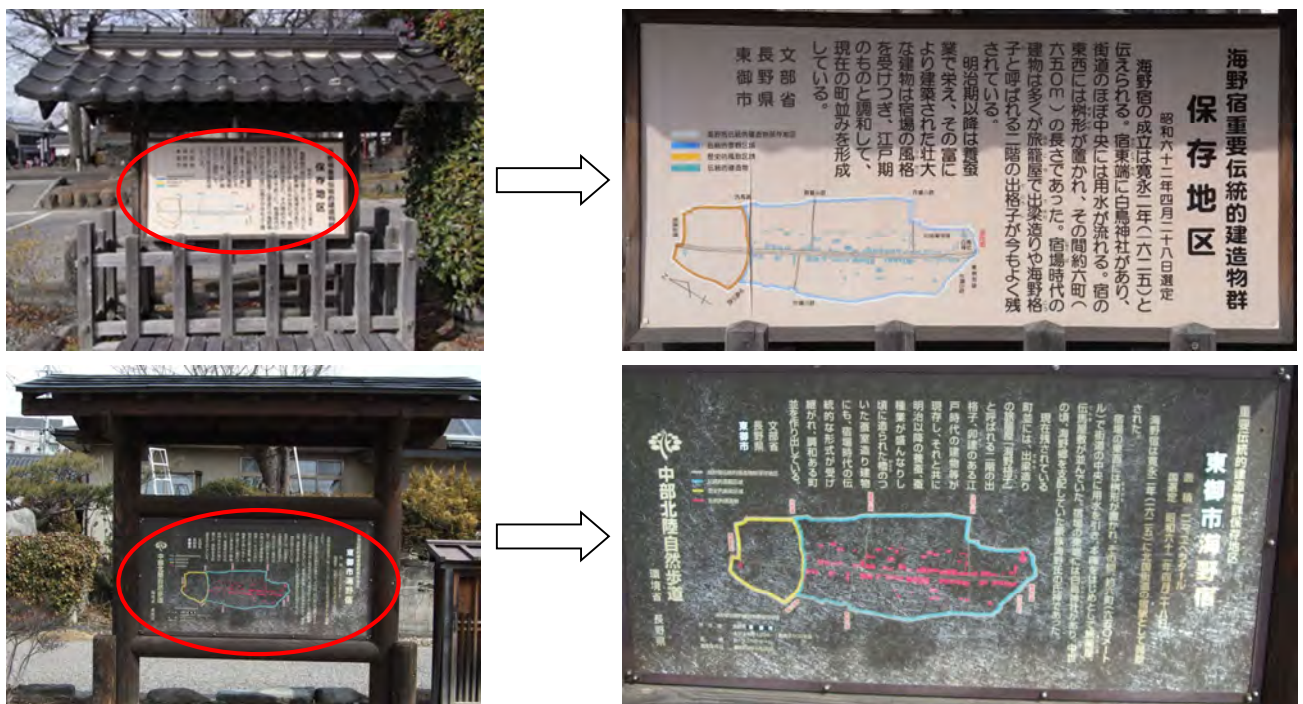
東御市には、海野宿や祇園祭、用水路の水利慣行など、地域の歴史的風致を構成する歴史的資源に加えて、地域の歴史・文化に密接に関わってきた歴史的資源が多く残されている。

しかし住民や来訪者は、海野宿を始め特定の建造物やまちなみのみを見るだけであり、文化財・文化財以外を含め、地域全体を訪ね歩くことができるような回遊性が図られていない。

そうした背景には、地域の歴史・文化について、一部の時代に関する情報しか周知が進んでおらず、地域の歴史的経緯等の情報発信や共有が不足していることが挙げられる。

特に、海野地域では、案内看板にまちなみが形成されていった経緯や建造物の特徴などについて、簡潔な内容でしか紹介されておらず、宿場町から養蚕・蚕種業の町へと発展していくこととなった経緯等の詳細な情報までは訪れる人々に周知されていない。また、ガイド活動については、組織としての体制が十分に整えられていない中で、歴史・文化に関する情報が共有されていないために、ガイド間で説明内容に差が生じている。

さらに、地域の行事や風習については、少子高齢化が進む中で、地域の伝統文化の担い手・後継者が不足し、従前通りの保存・伝承が困難となり、祭礼や行事の喪失、回数の減少、縮小を余儀なくされている状況にある。



写真：重要伝統的建造物群保存地区に関する案内板。説明として、簡潔にまとまり過ぎている。



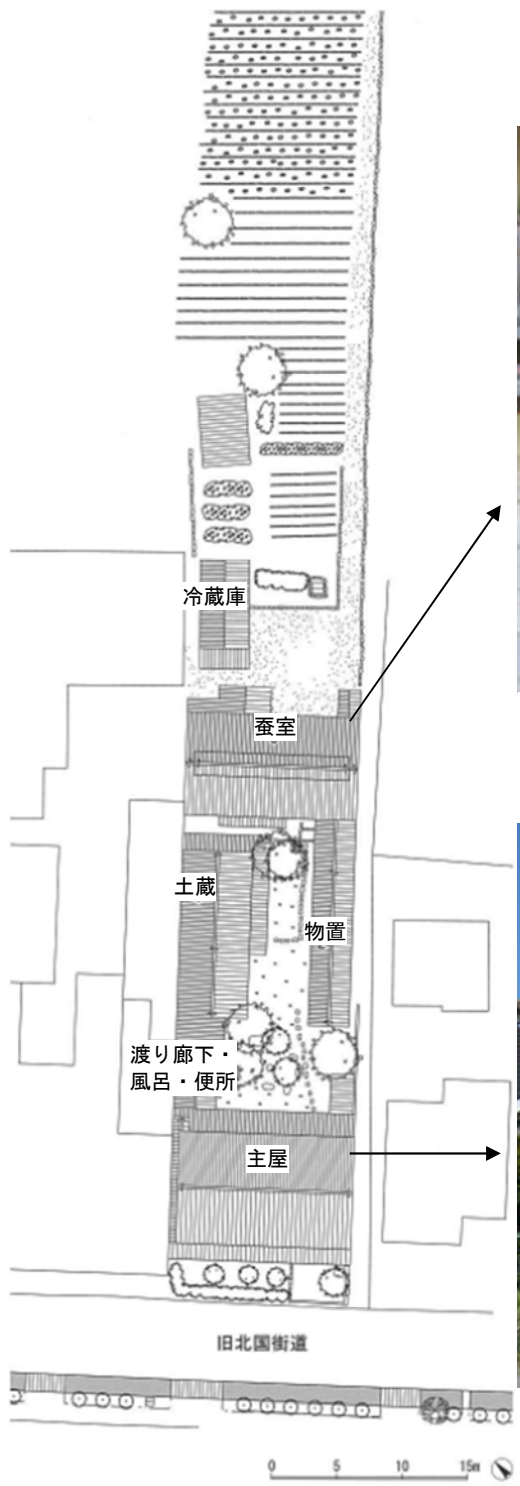
写真：駐車場に設置されている重点区域を含む観光マップ。海野宿周辺にある歴史的資源の情報は含まれていない。

(2) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

東御市には、宿場町から養蚕・蚕種業の町へと発展していった海野宿の重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、歴史的な趣のあるまちなみが残されている。

しかし、地域の少子高齢化が進み、建物の維持管理の負担が大きくなる中で、歴史的建物の老朽化や空き家の増加が進んでいる。

特に海野地域においては、敷地内に主屋や蚕室等の建物があり、維持管理に必要な個人の負担が大きい状況にある。また、歴史的建造物が海野宿で暮らしていない世代へと引き継がれることで、住み手がいなくなり、空き家となる建造物が増加している。こうした状況の中で、建物の適切な維持管理が行われないまま活用されずに、老朽化が進む建物が目立ち始めている。



写真：空き家となり老朽化の進んだ建物（蚕室裏側）



写真：空き家となり老朽化の進んだ建物（主屋正面）

図：建物平面図

（３）歴史的建造物の周辺環境の保全に関する課題

東御市内には、文化財と文化財以外の歴史的資源とが一体となった良好な環境が各地域に残されている。

しかし、保存に取り組んできた建物等がある一方で、その周辺環境を含めた、一体的な保全が十分に行われていないために、景観としての連続性が確保されていない状況にある。

特に海野地域の西海野では、隣接する海野宿（本海野）と同様に養蚕・蚕種業で発展した歴史があるにも関わらず、これまでまちなみ保全に関する取り組みが行われておらず、舗装や歩道整備を始めとした整備状況で海野宿との間に大きな差が生じている。その結果、海野宿から続く旧北国街道としての一体性が見られない状況にある。

また、海野地域では、近年の集中豪雨等で既存の排水機能を超えた雨水が溢れ出すことにより、歴史的建造物やまちなみの浸水被害が多く発生するようになっている。

さらに、海野地域内の通過交通も多く、歩道が十分に整備されていない区間については、歩行者と通過車とが混在してしまう状況にあり、安全面・景観面が低い水準にある。加えて、車利用によるアクセスが多い中、来訪者を受け入れるための駐車場スペースについても、十分に整備されていない状況にある。

その他、街道沿いの南北一帯には、地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑が、現在も水田・畑地として利用されており、農地として同様な景観が保たれているが、近年は担い手の高齢化や後継者不足等により、その維持管理が困難になりつつある。



写真：旧北国街道を通る自動車。歩行者と通過者とが混在している。



写真：まちなみと調和していない道路舗装

5. 上位・関連計画における歴史的風致の維持および向上に関する位置づけ

(1) 第1次東御市総合計画

平成16年4月に東御市が発足し、平成17年3月に第1次東御市総合計画を策定した。

総合計画では、基本理念「さわやかな風と出会いの元気発信都市」の下、さわやかな高原的気候の中、自然の恵みを活かした農業や地域資源を活かした観光、まちに活力をもたらす商工業などバランスのとれた産業振興を図るとともに、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を一層推し進め、人と人とが出会い、新しい地域像や価値観を創造し、発信する都市を目指している。

基本理念の実現に向けては、従来の住民主体のまちづくりを継承するとともに、3つの基本方針「自然と共生したまちづくり」「一人ひとりを尊重するまちづくり」「市民と行政の協働のまちづくり」を掲げ、まちづくりを進めている。

上記の基本理念・基本方針に基づき、将来像として5つの施策の大綱が設定されており、その中で、「活力を産業に結ぶまち（産業の振興）」では、東信濃の歴史や文化をになった郷土の人物や史料・史跡などを紐解きながら、潜在的な観光資源の発掘と活用に努め、歴史と風土、文化の薫りのする観光地づくりを推進していくこととしている。

また、「未来を担う人を結ぶまち（教育・文化・スポーツの振興）」では、市の文化を伝える歴史文化遺産の保存、市の歴史を広く伝え・学ぶことのできる環境の整備、郷土に対する誇りの醸成を図ることに加え、祭事などとともに伝承されている地域に伝わる伝統文化や伝統芸能を守り、次代に伝えるための保存、継承活動を支援するとしている。

■東御市総合計画における関連施策

基本理念	「さわやかな風と出会いの元気発信都市」
関連施策	(1) さわやかさを暮らしに結ぶまち（生活環境の整備）
	(2) 活力を産業に結ぶまち（産業の振興） ○観光情報の発信とイメージアップ ○観光資源を飾る花回廊の整備 ○観光施設の整備と利用促進 ○潜在的な観光資源の発掘と活用 ○観光推進体制の整備
	(3) 健やかさ・安心を結ぶまち（保険・医療・福祉の充実）
	(4) 未来を担う人を結ぶまち（教育・文化・スポーツの振興） ○生活文化都市の形成 ○文化施設等の充実 ○地域の文化や伝統行事の継承 ○文化財の保存と活用
	(5) 支えあい夢を結ぶまち（住民と行政の協働）

(2) 東御市都市計画マスタープラン

東御市は平成 16 年 4 月に小県郡東部町と北佐久郡北御牧村の 2 町村が合併して東御市となり、これに伴い、市域は東西 14.7km、南北 16.5km、総面積は 112.3k m²となった。都市計画区域について、合併により 74.418k m²となり、総面積の約 66%を占めている。

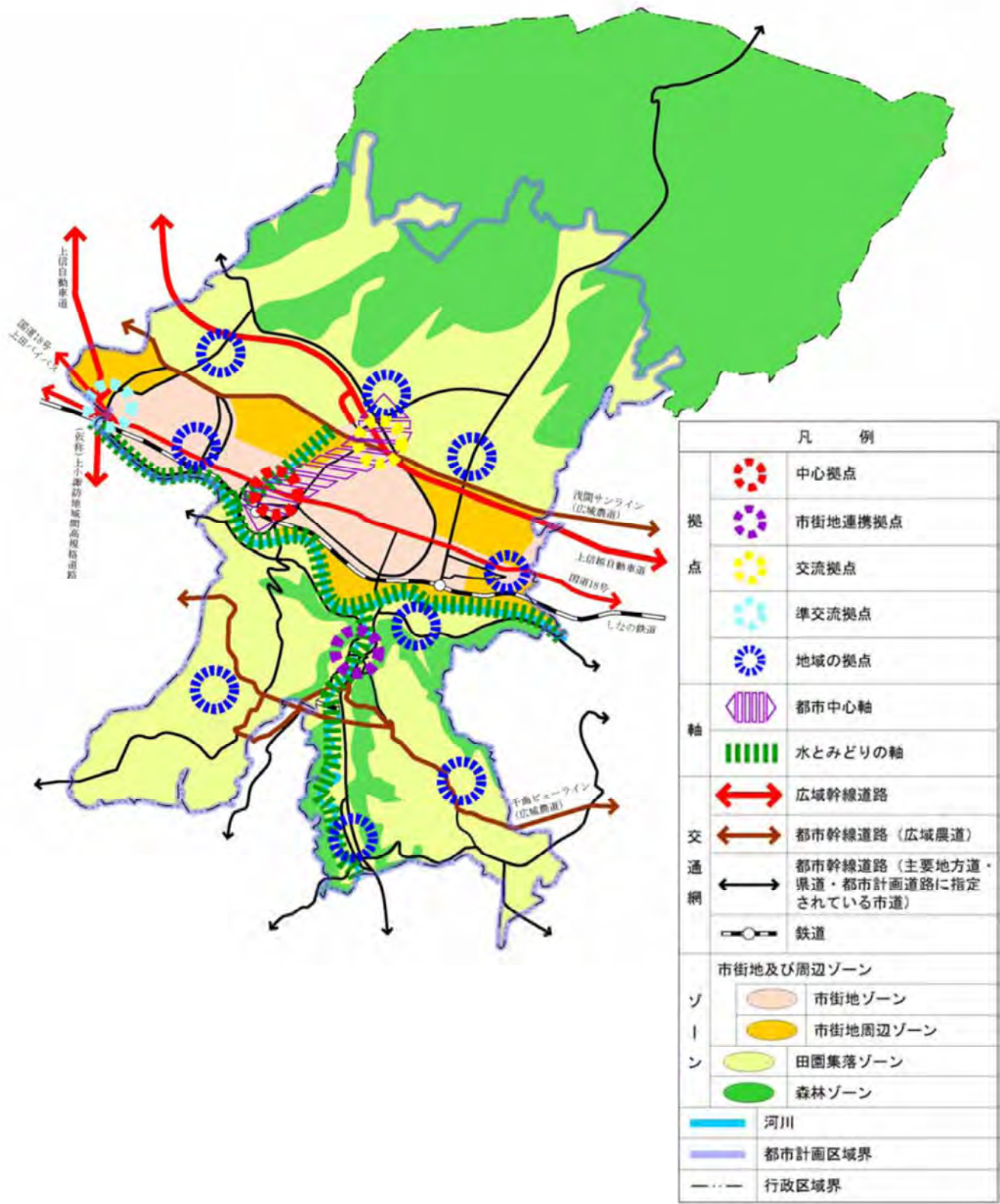
平成 20 年 6 月に策定した東御市都市計画マスタープランでは、第 1 次東御市総合計画の基本理念・基本方針・施策の大綱（将来像）に基づき、「人・自然・暮らしをつなぐ元気創造都市 東御」を将来都市像とし、その実現のための目標として、「豊かな自然に恵まれ居住環境の整った住みよいまちづくり」「人々が活発に行動・交流し、活力を生み出すまちづくり」「快適で安心していつまでも暮らし続けたいと思えるまちづくり」「市民と行政が協働してつくるまちづくり」の 4 つのまちづくりの目標を掲げている。

また、将来都市像の実現を目指し定めた都市づくりに関する部門別の方針のうち、「景観形成の整備方針」では、「シンボルとなる地域の景観づくり」、「うるおいのある街並みの形成」の項の中で、歴史的な建造物や街並みの保全と活用などを進めることとしている。

■東御市都市計画マスタープランにおける関連施策

(1) 土地利用の方針	
(2) 交通体系の整備方針	
(3) 水とみどりの整備方針	
(4) 景観形成の整備方針	
●優れた自然景観の保全・活用	
●シンボルとなる地域の景観づくり	・海野宿は、伝統的建造物群保存地区に指定されているとともに、観光地としても利用されています。市民はもとより、訪れる人々にうるおいとやすらぎを与える交流の場として、歴史的街並みの保全と活用による景観づくりを進めます。 ・市には個性的な建物や歴史・文化的な建物があります。これらの建物を活用した景観づくりを進めます。
●うるおいのある街並みの形成	・市街地においては、緑化を進めるなど、市民生活に潤いを与える市街地景観の形成に努めます。また、旧街道筋などの歴史的遺産を保全し、特徴ある郷土景観として活用を図ります。
●市民と行政が協働してつくる街並み形成	

都市構造図



図：東御市都市計画マスタープラン 将来都市構造図

（３）東御市海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 16 年東御市教育委員会告示の東御市海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画は、東御市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下、保存条例）第 3 条の規定に基づき定めたものである。

そのうち、第 1 章では、保存に関する基本方針を「宿場とその後養蚕業で栄えた地区、すなわち、町場と農村との両方の性格をもちあわせた歴史環境を保持し、住民の生活と環境の改善を図り、良好な住環境を育成することを目ざした、総合的な町づくりであるとともに、私達が歴史とともに生きた時代の証としての町づくりである」としている。第 2 章では、伝統的建造物群の構成要素を示している。

第 3 章では、保存地区内の保存整備計画を定め、伝統的景観区域については「できる限り伝統的手法により修理を行う」「空地あるいは建て替えについても、海野特有の伝統的な風格を受け継いだ建造物を建築し、歴史的に重みのある伝統的建造物の町並みづくりを行う」「農地・裏の畑に立つ樹木はできる限り現状を維持する」としている。また歴史的風致区域については、「茅葺き屋根の建物はできる限り往時の様相に復元修理を行う」「その他の建造物は、旧来の宅地割を残しながら、生垣による修景を行い自然景観の町並みづくりを行う」「屋敷の農地は畑地として現状のまま維持し、農地境の石垣等の保存もあわせて行う」としている。

その他、環境物件及び保存すべき物件については、「自然物はできる限り往時の様相に復旧・補植等を行う」「東西柵形跡や市神跡などの史跡は、説明板等を設置し、将来的には復旧整備する」「宅地の地割や土地の境に設けられた石垣、地割石、祠や屋敷神等は積極的に保存を図る」としている。

■東御市海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画の構成

第 1 章 保存地区の保存に関する基本方針	
	(1) 歴史と現況
	(2) 伝統的建造物群とその環境の現状
	(3) 保存の方針
	①保存の基本方針 ②保存地区の面積 ③地域区分と伝統的建造物群の特性 ④伝統的建造物の特徴
第 2 章 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建造物その他の工作物（以下、伝統的建造物）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下、環境物件）の決定	
	(1) 伝統的建造物
	(2) 環境物件
	(3) 保存すべき物件及び修景を要する空地
第 3 章 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画	
	(1) 保存整備の方針と内容
	①伝統的景観区域の保存整備 ②歴史的風致区域の保存整備
	(2) 伝統的建造物の修理・復元
	(3) 伝統的建造物群以外の建造物の修景基準
	(4) 環境物件及び保存すべき物件の保存整備
第 4 章 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等	
第 5 章 保存地区の保存のため必要な管理施設の設置及び整備計画	
	(1) 伝統的建造物の公開及び展示施設の整備
	(2) 街道の整備
	(3) 管理施設等の整備
	(4) 交通・駐車場の整備
	(5) 電柱等の整備
	(6) 防災施設の整備
	(7) 公共施設の整備

(4) 東御市生涯学習まちづくり基本構想・基本計画

平成18年度に策定した東御市生涯学習まちづくり基本構想・基本計画では、充実した学習、文化、スポーツ活動をはじめ、さまざまな地域づくり活動を通じ、人生、地域を豊かなものにしていくため、いつでも、どこでも、誰でも学習機会が得られる学習環境の基で、「のびやかに学習し合い、躍動する生涯学習のまちづくり」を目指している。

その中で、生涯学習のまちづくりの基本方針として「ふれあい、たすけあい、学びあい、共に生きる」を設定し、その実現のための目標として「郷土と自然を愛し、共に快適に暮らせるまちづくり」「共につくる活力あふれる産業のまちづくり」「共に心豊かで健やかに暮らせるまちづくり」「学びあい、教え合い、共に育てるまちづくり」「思いやり、助け合い、支えあい心ふれあうまちづくり」の5つの生涯学習まちづくり基本目標を掲げている。

そして、基本計画で掲げている、生涯学習まちづくり基本構想を実現するための具体的指針のうち、「文化の振興」では、「芸術、文化活動の普及、奨励」に加え、「文化財の保護・保存と活用」として、先人の築いてくれた歴史的文化遺産を調査し、編集した東部町誌・北御牧村誌を、あらゆる学習機会の貴重な歴史資料として活用を図りながら、学習内容の拡充を推進することとしている。

■東御市生涯学習まちづくり基本構想・基本計画における関連施策

基本理念	
「さわやかな風と出会いの元気発信都市」	
1. 生涯学習体制の整備	
2. 人生の各時期に応じた学習機会の充実と連携	
3. 家庭、学校、社会教育の充実と連携・融合	
4. スポーツの振興と健康づくりの推進	
5. 文化の振興	○芸術、文化活動の普及、奨励 ○文化財の保護・保存と活用 ・文化財の保護・保存と活用 ・文化財活用の学習会の充実 ・文化財保護思想の啓発 ・文化財保護活動の継続 ・町誌・村誌を活用した郷土学習の推進 ・文化財の見学、伝統行事の継承、掘り起こし
6. 多様な学習要求への対応	
7. 国際化への対応と交流基盤づくり	
8. 人権尊重の社会づくりの推進	
9. 快適な環境の形成	
10. ボランティア活動の推進	
11. 学習成果の活用	

(5) 東御市観光ビジョン

平成22年3月に策定した観光ビジョンでは、第1次東御市総合計画後期基本計画に定めた施策の大綱に示された「地域資源のイメージアップやPR活動、訪れる人も楽しめる美しいまちづくりを通じた観光を軸にした地域産業の振興に取り組む」という内容を踏まえ、観光業を地域の産業として、さらに発展させてゆくこととしている。

その中で、基本コンセプトとして「出会いからはじまる いきいき観光地づくり」を定め、その実現に向けて、「資源のブランド化」「地域ホスピタリティの高揚」「情報発信力の強化」「担い手づくり」の4つの基本方針を定めている。

また、4つの基本方針を具体化するため「まちゾーン、田園ゾーン、高原ゾーン」の3つのゾーンを位置づけている。特に「まちゾーン」では、施策として「海野宿の歴史的な生活空間の活用」を掲げ、海野宿の歴史文化的環境に配慮し、街並みを迂回する幹線道路の整備や、空き家の活用など整備事業を進めることと併せ、住民と来訪者が互いに交流しあう歴史観光に取り組むこととしている。

■観光ビジョンにおける関連施策

	基本方針	施策の区分	区分別施策
出会いからはじまる いきいき観光地づくり	資源のブランド化	まちゾーン	1 海野宿の歴史的な生活空間の活用 2 まちなか観光の普及
	地域ホスピタリティの高揚	田園ゾーン	1 既存観光施設を核とした農村公園づくり 2 交流型ツーリズムのすすめ 3 体験学習旅行等の受け入れ促進 4 浅間サンラインを中心とした広域流動観光振興
	情報発信力の強化	高原ゾーン	1 自然体験学習プログラムの充実 2 環境に配慮したインフラ施設の整備
	担い手づくり	共通施策	1 来訪者を招くサービス品質の向上 2 市内の二次交通サービスの改善 3 食資源のブランド化 4 地域ホスピタリティの向上 5 観光協会の組織の強化

6. 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致に関する課題を踏まえ、今後、本市の歴史的風致の維持・向上を図るための基本方針を以下に示す。

(1) 地域の歴史・文化の共有に関する方針

地域の歴史・文化に関する情報発信を進めていく上で、既存の指定文化財については、建物やまちなみを含めた案内施設の充実に取り組み、文化財以外の歴史的資源については、指定文化財と合わせた情報発信を行うことで、地域全体の回遊性の向上を図る。

その際、建物等の構造に関する説明だけではなく、どのようにして建物やまちなみ等が出来たのか、その歴史的な背景についての説明も併せてしていくことで、情報の受け手が地域全体に興味を抱くような内容の充実に取り組んでいく。

特に海野宿においては、案内板を通じて、宿場町から養蚕・蚕種業の町へと発展していったこと等、地域の成り立ちについての情報発信の充実に取り組んでいく。また、ガイド活動については、組織としての体制整備を進めていくとともに、聞き手の理解を深めるような説明内容の充実に取り組む。

さらに、地域にある特色豊かな祭礼・行事を将来に渡って受け継いでいくために、人材育成や活動への支援体制の充実に取り組む。

(2) 歴史的建造物に関する方針

歴史的建造物の保存・活用に向けて、文化財に指定されている建造物については、文化財保護法を始めとした関係法令に基づき、その保存と活用の強化に努めるとともに、専門員等の助言や史料等に基づいた修理に取り組む。また、東御市が空き家提供者・利用希望者の間に入り、調整役となることで、空き家の解消を進めていく。

特に海野地域においては、歴史的建造物の維持管理に関わる所有者負担を和らげるため、補助事業等を活用して、老朽化が進む歴史的建造物の修理に取り組むなど、まちなみ保存に向けた支援体制の充実を図る。また、空き家紹介制度を利用して、空き家減少に取り組むとともに、空き家となった歴史的建造物の一部については、観光拠点として活用する。

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する方針

歴史的建造物の周辺環境の保全に向けて、まちなみ環境の整備や住民による維持管理活動に対する支援等、景観としての一体性の確保に向けた取り組み等を進めていく。

特に海野地域では、浸水被害から歴史的建造物を守るため、まちなかの排水機能の強化を図っていく。

また、宿場町及び養蚕・蚕種業で栄えた旧北国街道沿いの一体性のあるまちなみ保全を図るために、海野宿（本海野）に隣接する西海野内の歩道や街路灯の整備を行う。

さらに、地域に訪れた人々が、ゆっくりとまちなみを散策しながら多くの歴史・文化に触れることができるよう、通過交通の緩和に向けたバイパス設置や歩道の整備、駐車場整備を通じて、歩きやすく、かつ景観と調和した環境づくりに取り組む。

その他、かつては地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑があった街道沿いの南北一帯の地域は、現在も水田・畑地として利用されており、この景観の保全に向けた活動に対して支援していく。

7. 計画実現のための実施体制

歴史的風致の維持向上を進めていくにあたり、事業内容が多岐の分野に関連するため、本市では、計画策定段階で組織した「東御市歴史的風致維持向上計画策定委員会」及び「東御市歴史的風致維持向上計画策定チーム」を再編成した「東御市歴史まちづくり庁内連絡会議」を設置し、関係課（事業担当部課）間の横断的な連絡調整を行う。

また、重点区域等における地域住民主体のまちづくり推進組織として、計画策定にあたって設立された「海野地域まちづくり検討会議」を継続的な活動組織として位置づける（活動期間 平成 23 年 3 月～28 年 7 月）。

なお、必要に応じて、長野県（上田建設事務所、教育委員会等）や「東御市歴史的風致維持向上計画協議会（法定）との連絡調整を行う。さらに、東御市文化財保護審議会や東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会への意見照会及び報告を行い、効果的な計画実現に取り組むものとする。

■計画推進体制例

